

令和元年度(平成31年度)包括外部監査結果の対応状況

| 報告書頁 | 指摘意見 | 監査箇所等   | 監査項目                               | 監査結果  | 措置の内容   |
|------|------|---------|------------------------------------|---|---|
| 57   | 意見   | 健康福祉政策課 | 「青森県型地域共生社会」実現に向けた保健・医療・福祉機能強化支援事業 | <p>[事業の評価がまとめられていない]</p> <p>当初予算に対して決算額は半分にも満たないが、その主たる原因は、計画していた会議・研修の回数と比べて、実際に開催した会議・研修等の絶対数が不足していることにある。</p> <p>会議・研修の回数が計画に満たなかった原因は、担当者に対するヒアリングによれば、講師の都合等とのことであったが、参加が予定されている市町村の担当者の意識が十分に醸成されていないことも背景にあるように推察される。必ずしも十分に分析されていない印象であるが、原因を総括した文書も作成されていないとのことであった。</p> <p>事業が計画どおりに実施されていない場合にその原因を評価することは、次年度以降の事業実施にとって有用であり、事業全体を総括して記録しておくことが望ましい。</p>   | <p>今回の意見を踏まえ、令和2年度の当該後継事業では、事業終了後に実施状況を総括して記録することとした。</p>       |
| 59   | 指摘   | 健康福祉政策課 | 多機関の協働による包括的支援体制構築モデル事業            | <p>[歳入の決算額(国庫支出金及び一般財源)に誤りがある]</p> <p>事業ごとの決算節別集計表において、国庫支出金の決算額は正しくは交付決定額である(19,880千円)となるべきだったが、実際には誤った数値(19,693千円)が決算額とされており、過少計上(187千円)されている。歳出額総額には誤りがないため、歳出額から国庫支出金を差し引いた一般財源は同額(187千円)過大計上されていることになる。</p> <p>なお、「生活困窮者就労準備支援事業費等補助金」の対象事業は当事業の他にもあるが、補助対象事業全体の決算額と、補助金全体の交付決定額は一致しており、社会福祉総務費(目名)全体としての決算額(国庫支出金及び一般財源)には誤りがない。あくまで、事業ごとの歳入にのみ誤りがある。</p> <p>現状では、決算額は、各課の予算担当が入力するが、県としてそれをチェックするルールは特に定められていない。担当者の意識としては、予算担当が入力した内容を事業担当がチェックすることができれば望ましいという意識が共有されている程度であり、ルール化されているわけではない。決算の重要性に鑑みれば内部統制の整備状況に重要な不備があるといえる。</p> <p>県においては、決算額の誤りを防止又は適時に発見するための内部統制を構築すべく、速やかに是正措置を実施する必要がある。</p> | <p>令和元年度決算では、予算担当及び事業担当の双方が、事業ごとの歳入・歳出決算額を確認するよう、課内に周知徹底した。</p> |
| 59   | 意見   | 健康福祉政策課 | 多機関の協働による包括的支援体制構築モデル事業            | <p>[国の補助金交付決定時期が遅い件について]</p> <p>県は委託先と平成30年4月1日付で委託契約書を締結しており、委託先は同日より事業を開始している。ところが財源の3/4を占める国庫補助金の交付決定は、平成31年3月4日付で通知されており、ほぼ事業期間の終了を目前に控えた時期となっている。</p> <p>また、補助金の交付要綱によれば、基準額は「厚生労働大臣が必要と認めた額」となっており裁量の余地があるため、交付申請した自治体にとっては、交付決定がなされるまで期間において財源が確保されているかどうか未確定のまま事業を実施する状況となっている。</p> <p>社会福祉法の定め(第106条の3)によれば、本事業は本来市町村が主体となり実施することが努力義務とされている。県の役割は、単独市町村で困難な支援体制整備や市町村間の情報共有の場づくりと技術的支援であり、なかなか進まない市町村の取り組みを後方から支援することにある。</p> <p>しかし、国の補助金の交付決定の遅さやそれに起因する財源確保のリスクを考えれば、市町村がこの取組に積極的でないのも当然と言える。</p> <p>国において、補助金の円滑な交付決定事務が行われる必要がある。</p>  | <p>監査人の意見を踏まえ、国庫補助金の早期の交付決定について、機会を捉えて国に働き掛けていくこととした。</p>       |

令和元年度(平成31年度)包括外部監査結果の対応状況

| 報告書頁 | 指摘意見 | 監査箇所等   | 監査項目                     | 監査結果  | 措置の内容  |
|------|------|---------|--------------------------|---|--|
| 62   | 指摘   | 健康福祉政策課 | 保健・医療・福祉包括ケアシステム推進組織運営事業 | <p>[予算を超過した旅費を管理運営費に計上している]</p> <p>旅費の決算額は80,740円であるが、実際の支出額は124,705円であり、予算を超過した43,965円は健康福祉政策課の管理運営費の旅費に付け替えていた。</p> <p>このような処理が行われた背景として、同じ節であれば事業の間での決算の付け替えは違法ではないとして許容する組織文化が存在すると考えられ、内部統制の基本的要素である統制環境に問題がある。</p> <p>職員のコスト意識を高め、業務の効率的かつ効果的な遂行を図るためにも、予算を超過した場合は、それを他事業や管理運営費に負担させるのではなく、予算を設定した事業に集計し、超過した理由を分析し、今後の予算に反映させる等の対応を取るべきである。</p>  | <p>今後は、予算執行状況を管理し、当初計画との乖離が生じた場合は、理由を分析し、予算の補正等を実施することとした。</p>                           |
| 62   | 意見   | 健康福祉政策課 | 保健・医療・福祉包括ケアシステム推進組織運営事業 | <p>[会議で提案された事項の各事業への反映状況の可視化]</p> <p>推進会議で各委員から提案された事項について、どの程度各事業に反映されるかは事業の状況や内容により異なるが、現在の会議ではその反映状況が報告されていない。</p> <p>確かに事業の内容や提案の内容によっては、事業への反映が困難な事項もあると考えられる。しかし委員や各課の事業担当者が一定期間ごとに入れ替わることを考慮すると、会議の結果がどの程度各事業に反映されているのかが可視化されなければ、漫然と会議を実施し続けるだけで、事業の目的である「保健・医療・福祉包括ケアシステム」の充実に結びつかない状況に陥る可能性もある。</p> <p>例えば、以前の会議で各委員から提案のあった事項について、その反映状況や、反映できなかった場合はその理由等を報告し議事録として残すなど、会議の実行性を担保する仕組みを整備することが望ましい。</p>   | <p>令和元年度の推進会議において、委員から提出された意見等について部内各課で対応方針を検討し、委員にフィードバックすることで、会議の実効性を担保する仕組みを整備した。</p> |
| 66   | 指摘   | 医療薬務課   | 訪問看護推進対策事業               | <p>[委託料の実費精算における消費税の適用誤りについて]</p> <p>本事業においては、委託内容の進捗が想定を大幅に下回った等の理由により、実費精算とされている。その実費精算において、委託先から提出された業務完了届に添付された経費支出額内訳(県への請求額内訳)には、以下の問題点があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託先が支出した経費のうち課税対象取引について、税込額と税抜額が混在したまま集計され、かつ、それらの合計額に対して8%の消費税相当額が加算されている。(消費税の二重取り)</li> <li>・委託先が支出した人件費(課税対象外取引)にも8%の消費税相当額が加算されている。(課税対象外取引について消費税相当額を上乗せして請求)</li> </ul> <p>経費支出額合計は5,064,472円であり、県はこれを検査合格とし経費を精算している。しかし、消費税の二重取りを排除し、人件費に消費税相当額を上乗せしない方法に修正した場合、経費支出額合計は4,693,726円となり、370,746円の過払いが発生していたことが判明した。ただし、経費の実費精算において、委託先が支払った人件費を弁償するために委託料を支払う際、課税対象外である人件費部分に対する消費税相当額を上乗せして払うことが不合理であるかどうかは、複数の考え方があり、人件費に消費税相当額を上乗せしない方法だけが正しい方法であるとは限らない。この場合、実費精算における消費税の取扱いを定めおく必要がある。しかし、ヒアリングの結果、現状においてそのような定めはなされていないとのことであった。</p> <p>県においては、実費精算における消費税の取扱いを明確に定め、適正な精算を行う必要がある。</p> | <p>令和元年度事業においては、実費精算時に消費税相当額を上乗せしない方法で精算を行い、消費税の二重取り及び上乗せが生じないよう対応した。</p>                |

令和元年度(平成31年度)包括外部監査結果の対応状況

| 報告書頁 | 指摘意見 | 監査箇所等 | 監査項目                       | 監査結果  | 措置の内容  |
|------|------|-------|----------------------------|---|--|
| 67   | 指摘   | 医療薬務課 | 訪問看護推進対策事業                 | <p>[委託先の領収書徴収もれについて]</p> <p>委託先から提出された資料によると、西北五地域で開催された協議会・研修会において出席者に日当・交通費が支払われているが、領収書その他支払いを裏付けるエビデンスがなかった。金額は25名分合計で129,000円であった。</p> <p>県においては、委託先に対し実費精算における支払いを裏付ける証憑の重要性を指導し、業務完了届提出の際、証憑を添付するよう求める必要がある。</p>   | 委託先から業務完了届を受領し、実費精算を行うに当たっては、支払いを裏付ける証憑の添付を求め、その内容を確認することとした。  |
| 67   | 指摘   | 医療薬務課 | 訪問看護推進対策事業                 | <p>[一部未実施の委託業務内容がある場合の業務完了検査について]</p> <p>委託業務の内容を定めた仕様書や委託先が県に提出した業務実施計画書では、情報共有事業の実施が定められている。しかし、業務完了届には関連する資料の添付がなく、事業が行われたのかどうか不明であった。担当者にヒアリングした結果、実施していないとのことであった。</p> <p>ところが、検査調書において検査意見は「契約内容に基づき、事業が適正に実施されたことを確認した」とされている。委託業務の一部(情報共有事業)が未実施であるだけでなく、訪問看護の体験型研修の受講者数が当初想定数と比較して大幅に未達であるため、委託料の実費精算を行う事態となっていることを勘案すれば、「契約内容に基づき、事業が適正に実施された」との記述は不適切であると考えられる。</p> <p>委託した内容の一部が実施されなかった場合にはそのことを明記し、そのうえで検査合格としていることについて検査調書において理由を明確にする必要があると考える。</p> | 委託事業の完了検査を行う際は、未実施・未達の業務がないかどうかを確認し、未実施等があった場合は、その理由を確認したうえで、検査の可否を判断し、判断の理由を検査調書において明確にすることとした。   |
| 67   | 意見   | 医療薬務課 | 訪問看護推進対策事業                 | <p>[業務完了検査の内部統制上の意義について]</p> <p>委託事業では、業務完了後に委託先から業務完了届や実績報告書の提出を受け、検査を実施し特に問題ないことを確認したのち、検査結果を通知し委託料を精算するというフローが一般的である。</p> <p>検査にはほとんどの場合、事業を担当している担当者の上長が当たるが、検査を受ける前に事業担当者が検査内容を事前にチェックしていることを踏まえると、検査には事業完了を上長が最終確認するという内部統制的な意義もあると考えられる。</p> <p>その意味で、検査において上記に掲げたような指摘事項①から③までが発生する事態は、統制環境に問題がある可能性を示唆しており、憂慮すべきである。</p> <p>検査の担当者においては、事業担当者の事務ミスを適切に発見する責任を意識して検査にあたることが望ましい。</p>  | 業務完了検査を行うに当たっては、担当者のみではなく、副担当者等を含む複数人によるチェックを行うとともに、検査を行うグループマネージャーが事務の誤り等がないかどうかをよく確認し、誤り等があった場合は書類の再提出等の必要な対応を事業担当者に指示するなど、実効性のある検査を行うこととした。 |
| 69   | 意見   | 医療薬務課 | 地域医療支援センター事業(新たな専門医制度対策事業) | <p>[医療機関のかかり方に関する啓蒙活動に対する期待]</p> <p>県では、地域医療で活躍する医師として総合診療医の育成を推進している。そしてその一環として、ワーキンググループの開催等により対応策を検討しているところである。</p> <p>医学生にマイナスのイメージを持たれている総合診療医の育成にあたっては、学生に対し魅力をアピールすることも重要であるが、住民に対し総合診療医にかかることの有用性を啓蒙し、地域として総合診療医へのリスペクトを高めていくような活動も有用であると考えられる。国民皆保険により同じ医療費であらゆる医療機関にかかれる日本では、専門性の高い「専門医」を選びたがる患者が多いといわれる。今後、そういった患者側(住民)を対象とした医療機関のかかり方に関する啓蒙活動を推進することを期待したい。</p>   | <p>「上手な医療のかかり方」について、令和元年10月号の県民だよりで周知を行ったほか、令和2年11月にはリーフレットを毎戸配布することとしている。</p> <p>また、県民向けのフォーラム等で、「上手な医療のかかり方」についても周知するなど、広く広報に努めている。</p>      |

令和元年度(平成31年度)包括外部監査結果の対応状況

| 報告書頁 | 指摘意見 | 監査箇所等 | 監査項目                        | 監査結果   | 措置の内容  |
|------|------|-------|-----------------------------|--|--|
| 71   | 意見   | 医療薬務課 | 地域医療支援センター事業(へき地医療支援機構運営事業) | <p>[へき地医療拠点病院における看護師不足への対策が必要]</p> <p>従来青森県の医療を取り巻く課題は、深刻な医師不足とされており、様々な取組によりその対策が取られてきた。へき地対策を支えているへき地医療拠点病院においても医師不足が課題とされ様々な取り組みにより、徐々に改善の兆候が見られるようになってきたところである。</p> <p>一方で、最近では、へき地医療拠点病院における看護師不足が深刻な問題となっている。看護師不足の問題は、へき地医療対策の観点からも医者不足と同様に問題であり、今後むしろボトルネックとなってくる可能性もある。</p> <p>県においては、へき地医療対策への影響を勘案し、医師不足対策だけではなく、看護師不足への対策も積極的に推進していくことを期待したい。</p>  | <p>看護師不足への対策については、へき地拠点病院も含め、離職防止や県内就業促進に向け、看護師等修学資金の貸与やUIJターンの促進、新人看護職員研修会等、別事業として予算計上し、対策を講じている。</p>   |
| 71   | 意見   | 医療薬務課 | 地域医療支援センター事業(へき地医療支援機構運営事業) | <p>[一部の巡回診療における効率性・経済性が著しく低いことについて]</p> <p>青森県地域医療支援センター運営委員会の会議資料「平成30年度青森県へき地医療支援事業の実績見込」によれば、巡回診療における1回あたりの受診者数が2年連続で0.4人となった地区があった。巡回診療とは、拠点病院から医師及び看護師等が無医地区等の公民館等に出張し診療を行うものである。1回あたりの受診者数が0.4人ということは、年間で10回(10日)医療チームが出張したうち、少なくとも6回は受診者が全くなかったという事を意味している。限られた医療資源の中でへき地に住む住民のニーズに可能な限り応えていくという趣旨からすると、事業としての効率性や経済性が著しく悪い状況である。</p> <p>医療チームを派遣するへき地医療拠点病院の立場からは、医療チームを派遣するコストよりも巡回診療の実施回数に応じて交付される補助金が大きければ、受診者が全くない場合でも医療チームを派遣する動機が失われないと推察される。したがって巡回診療において受診者が著しく少ない場合に、その廃止を提案・決定するのは青森県地域医療支援センター運営委員会の責務であり、適時適切にその役割を果たすことを期待したい。</p> <p>また地域医療を崩壊させないためには、適正受診をするなど住民自身が地域全体でへき地医療を支える必要があるという住民の理解が欠かせない。限りある医療資源を配分し、持続可能な医療体制を確保するために、予防への意識高揚や適正受診への住民の理解が促進されるよう、地域医療に対する住民の理解を深めるような事業に期待したい。</p> | <p>令和2年度中に、巡回診療における受診者が少ないへき地医療拠点病院に対し、巡回診療の必要性、効率化などの改善策を検討するよう求めることとしている。</p> <p>さらに、検討状況等を確認するなどにより、来年度以降の改善策等の実施を促していく。</p> <p>また、適正受診等への住民の理解を深める事業については、別途「上手な医療のかかり方推進事業」として予算計上し、対策を講じている。</p> |
| 74   | 指摘   | 医療薬務課 | 新しい「地域を支える医療システム」構築特別対策事業   | <p>[補助金に係る仕入控除税額報告書の未徴収について]</p> <p>看護師特定行為研修特別対策事業費補助金に関する要綱である「平成30年度青森県看護師特定行為研修特別対策事業費補助金交付要綱(以下、交付要綱とする)」によれば、補助事業者の補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除額が確定した場合には、補助事業者は消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額報告書により県に速やかに報告し、補助金返還相当額がある場合には返還しなければならない旨が定められている。この規定に反し、県は、監査時点(令和1年11月)で平成30年度における補助事業者から仕入控除税額報告書を徴収していなかった。補助事業者の消費税申告期限は最長で令和1年6月末であることから、11月時点において未徴収である状況は、速やかに徴収すべきとする交付要綱に反する。</p> <p>補助金収入は消費税法上不課税取引に該当するが、その一方、補助事業に関する事業経費の消費税等について仕入税額控除を行った場合に、補助事業者が負担すべき消費税を補助者が負担することとなり、補助金の過大支給を招く恐れがある。交付要綱にて仕入控除税額報告書の提出を求め、必要がある場合に返還を求める趣旨は、この過大支給を防ぐことにあり、県は交付要綱に基づき適切に報告書を徴収しなければならない。</p> <p>なお、今回の監査を受け、補助事業者から仕入控除税額報告書を徴収した結果、返還相当の消費税額はなかったとのことであった。</p>  | <p>本事業は平成30年度で終了しているが、現在実施している他の事業において、交付要綱に基づき補助事業者からの報告書の提出状況を確認し、未提出の場合は報告書の提出を求めている。</p>   |

継続  
対応

令和元年度(平成31年度)包括外部監査結果の対応状況

| 報告書頁 | 指摘意見 | 監査箇所等 | 監査項目                      | 監査結果   | 措置の内容  |
|------|------|-------|---------------------------|--|--|
| 74   | 意見   | 医療薬務課 | 新しい「地域を支える医療システム」構築特別対策事業 | <p>[看護師特定行為研修特別対策事業費補助金の利用促進について]</p> <p>看護師特定行為研修特別対策事業費補助金について、平成30年度は予算11,250千円(10人分)を確保していたにもかかわらず、実績は1,125千円(1人)に留まった。この主な理由は、特定行為研修の受講期間が6～8ヵ月程度と長期であるため医療機関にとって人手不足等により研修受講をさせる余裕がないことや、県内に研修施設が少ないため必要な研修を受ける場合に遠隔地まで職員を派遣しなくてはならずコストが嵩むこと、医療機関の経営方針・戦略として制度採用が時期尚早と考えていること等があげられるとのことであった。</p> <p>この点、医療機関の経営方針・戦略により制度採用しないケースは別として、人手不足や研修コストとの兼ね合いにより、制度利用の希望はありつつも応募できない事業者も相当数存在するものとも思料される。当事業の趣旨は、特定看護師の拡充による医療資源が乏しい地域の在宅医療等の体制を強化することであり、そのことは青森県型地域共生社会を形成する上での県政の重要課題であるともいえるため、補助金利用を促進すべきである。具体的には、現状の一人当たりの補助基準額2,500千円、補助率1/2を引き上げることの検討等が考えられる。</p> | <p>本事業は平成30年度で終了したが、他事業により特定行為のできる看護師の増加に向け取組を推進している。</p>  |
| 75   | 意見   | 医療薬務課 | 新しい「地域を支える医療システム」構築特別対策事業 | <p>[青森県へき地等地域医療支援対策事業費補助金の利用促進について]</p> <p>遠隔医療システム等普及のためのICT環境整備を図ることを目的とする青森県へき地等地域医療支援対策事業費補助金(以下、へき地医療支援補助金)について、平成30年度は予算30,000千円(6先分)を確保していたにもかかわらず、交付実績はなかった。この主な理由は、個人情報保護の観点から医療情報のシステム連携に慎重になっている医療機関の存在や、遠隔医療システム等の医業収益を低廉とあると投資回収が難しいと考える医療機関の存在があげられるとのことである。前述「意見①」看護師特定行為研修特別対策事業費補助金の利用促進についてと同様に、へき地等における医療課題克服に、へき地医療支援補助金は有効と解され、今後利用促進を図る必要がある。</p> <p>現状のへき地医療支援補助金の「② 次の取組に必要なICT環境整備に要する経費」について、基準額が現状の3,600千円ではIT機器の購入が難しいといった意見が寄せられているとのことであり、この部分の引き上げや、メニュー全般について、現状の補助率1/2を引き上げることの検討等により、補助金を利用しやすいような制度の設計を検討されたい。</p>                        | <p>監査意見のとおり、へき地等において求めるICT機器等に合った基準額の設定等が行われることで、事業の活用、ひいてはへき地等における医療課題克服がより期待できることから、今後、類似の事業を実施する場合は、事業設計の段階から、基準額の精査及びメニューの取捨選択等を行うこととした。</p> |
| 77   | 指摘   | 医療薬務課 | ドクターヘリ運航事業                | <p>[予算超過による他事業への経費振替について]</p> <p>旅費の一部(2,500円)を予算超過のために他の事業に負担させている。事業ごとに決算を行う観点から望ましくない。そもそも当初予算では十分な予算(旅費525,000円)を確保していたにもかかわらず、2月補正により過度に予算を減額させた結果(補正後の予算額35,000円)、2月14日実施の検討会に係る旅費3,320円のうち2,500円が予算超過になったものである。</p> <p>また、役員費の一部(15,350円)を予算超過のために他の事業(課の共通経費)に負担させている。これも事業ごとに決算を行う観点から望ましくない。</p> <p>本来であれば補正予算により手当てすべきであり、事業実施に必要な予算を確保した上で、慎重に予算を補正するべきである。</p>  | <p>監査意見を踏まえ、令和元年度予算については、事業内容及び執行状況を精査した上で、適正な補正及び執行を行った。</p>  |

令和元年度(平成31年度)包括外部監査結果の対応状況

| 報告書頁 | 指摘意見 | 監査箇所等   | 監査項目               | 監査結果  | 措置の内容  |
|------|------|---------|--------------------|---|--|
| 77   | 意見   | 医療薬務課   | ドクターヘリ運航事業         | <p>[北東北三県ドクターヘリの広域連携のあり方について]</p> <p>県は平成26年10月より知事協定による広域連携を開始しており、岩手県及び秋田県からの要請で、青森県のドクターヘリが出動することがある。知事協定によれば、現状においては出動により経費を相互に負担することとはされていない。また、県外の出動件数の割合は、大きくはない。</p> <p>したがって、現時点で広域連携において出動回数により経費を負担し合う必要は必ずしもないといえよう。</p> <p>ところで、ドクターヘリの運行委託料は全体として、ヘリコプター拘束基本料金という固定費のほかに、飛行回数や飛行時間によって変動する変動費から構成されている。近年の出動実績(飛行回数及び飛行時間)からすると、当初の契約単価に出動実績を加味すると、年間委託料は当初予算を上回ってしまう状況であるが、受託者との協議により予算内に収めている(受託先からの値引きを受けている)のが現状である。</p> <p>このような現状に鑑みれば、各県が出動依頼回数等によって相互に経費を負担しあう方がより健全で、持続可能な方法である可能性もある。今後出動件数や委託先の意向を踏まえつつ、検討課題とすることが望ましい。</p>  | <p>現在は、3県の合意により出動側の負担で広域連携を実施しており、毎年度の3県の関係者が参集する会議において認識を確認している。</p> <p>今後急激な出動回数の増加等が生じた場合等必要が生じた場合は、負担について同会議において協議を行う。</p>                             |
| 80   | 意見   | 医療薬務課   | 災害医療コーディネーター体制強化事業 | <p>[災害医療コーディネーター研修への参加率が低いことについて]</p> <p>青森県の災害医療コーディネーターは、本部災害医療コーディネーターが6名(任期:平成29年5月22日から令和元年5月21日までが3名 平成29年12月1日から令和元年11月30日が3名)、地域災害医療コーディネーターが25名(任期:平成29年7月9日から令和元年7月8日)である。総勢31名であるにも関わらず、平成30年度の災害医療コーディネーターの研修に参加したコーディネーターは4名であった。平成28年度、平成29年度も同程度と聞いている。</p> <p>災害医療コーディネーターは、災害時の保健医療活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるように支援する重要な役割を負うものである。そもそも県が任命する際に十分な能力を有している人材を採用しているとのことであったが、災害のような非常時は想定外の出来事が起こるものであり、それに対処するには現状想定し得ることに対する徹底した事前準備がかかせない。また、災害時の保健医療活動は、お互いに知らない外部支援者が集まり、慣れない業務に従事することになり、組織として最大限のパフォーマンスを発揮するには、チームのキャプテンである災害医療コーディネーターの采配による面が大きいものと考えられる。いつ災害が発生しても適時的確に業務をこなせるように本研修に参加し事前準備しておくことは重要である。今後の研修への参加率アップを促す県の努力を期待したい。</p> | <p>令和2年4月時点で、当県の災害医療コーディネーターは総勢35名である。毎年度、異動によりコーディネーターの入れ替わりがあり、その都度、新たにコーディネーターとして就任した方に本研修に参加するよう積極的に促している。また、以前参加したことがあるコーディネーターにも繰り返し参加するよう促している。</p> |
| 84   | 意見   | 高齢福祉保険課 | 生活支援サービス拡充深化事業     | <p>[市町村への専門家派遣件数が少ないことについて]</p> <p>生活支援サービス拡充広域会議は、公益社団法人青森県介護支援専門員協会への委託により実施している。当初予算では委託料5,005千円を見込み、同額を委託先へ概算払いをしていたものの、確定した委託料は3,278千円に留まり、差額1,726千円については委託先から県へ返還がなされた。この主な理由としては、当初県内40市町村すべてに対して生活支援サービス拡充にかかる訪問個別支援を見込んでいたものの、市町村において生活支援サービス拡充の方向性が定まっていない等の要因によりニーズが少なく、実施が3市町村に留まったことによる。</p> <p>また、当委託業務に係る財源は、国庫支出金である保険者機能強化推進交付金であり、事業未実施分の1,726千円については県から国庫への返還がなされている。このことは結果的に、県費の負担なしで青森県における生活支援サービス拡充を推進する良い機会があったにも関わらず、有効に活用できなかったとも考えることができる。</p> <p>保険者機能強化推進交付金の支給対象事業は相応に広く、ニーズ分析を行うことにより、有効活用可能な別の事業選択もできたものと解される。今後は、保険者機能強化推進交付金等を受けるにあたって、市町村のニーズや、事業の実施可能性等を十分に勘案することで、有効に活用することが望まれる。</p>                                 | <p>当該事業は令和元年度で終了したが、今後、類似事業を実施する場合には、監査人からの意見を踏まえ、市町村の支援ニーズを的確に把握し、よりきめ細やかな支援策となるよう、効果的な国庫支出金の活用を十分に検討することとする。</p>   |

令和元年度(平成31年度)包括外部監査結果の対応状況

| 報告書頁 | 指摘意見 | 監査箇所等   | 監査項目           | 監査結果  | 措置の内容  |
|------|------|---------|----------------|---|--|
| 85   | 意見   | 高齢福祉保険課 | 生活支援サービス拡充深化事業 | <p>[生活支援コーディネーター実践研修の委託にかかる人件費の詳細な検証について]</p> <p>生活支援コーディネーター実践研修は、社会福祉法人青森県社会福祉協議会への委託にて実施された。この委託契約書において、委託料上限額(2,773,000円)が定められ、委託先の実際の支出額が委託料上限額を下回る場合には、委託料は実際の支出額とする旨の精算条項が定められている。</p> <p>平成30年度の経費実績は、委託費上限額を967円超過する2,773,967円が報告され、上限額の2,773,000円が委託料として確定した。注目したいのは、委託先から報告された臨時職員の人件費である。計画値では525千円(臨時職員三か月分の給与)と見込んでいたにも関わらず、実績値は1,255千円(臨時職員七か月分の給与)と計画比730千円増加している。一見する限り、委託費の上限額まで調整するために人件費の配賦額の調整が行われている可能性も考えられるところである。また、当委託の内容は、前述「1(2)②生活支援コーディネーター実践研修の実施」に記載したとおり全4回と少数回の研修実施であり、外部講師が研修実施をしているため、研修事務局たる臨時職員が七か月分フルタイムで勤務するほどの事務量は無いようにも見受けられる。</p> <p>臨時職員の人件費が計画比で増加した理由をヒアリングしたところ、増加の詳細は不明ながらも、研修のアレンジメント等の事務作業は相応にあり、報告された人件費は特段高額とは考えていないとのことであった。しかし、計画比で大幅な増加があったこと、そもそも当委託業務に対する人件費の配賦については委託先の恣意性を伴うことから、増加理由を精緻に分析・検討し文書化することや委託業務にかかる業務日報の提出を求めること等により、事務透明性を確保するとともに、事後的な説明責任を果たすべきである。</p> | <p>監査人からの意見を踏まえ、令和2年度の委託業務の検査時において、当該業務への従事日数等を確認することとする。</p>                              |
| 87   | 指摘   | 高齢福祉保険課 | 介護人材育成認証評価制度事業 | <p>[需用費及び役務費の決算処理が事業の実績を反映していない]</p> <p>需用費と役務費について、主な内容がコピー用紙、封筒、切手や電話代といった、特定の事業に経費を集計することが難しい支出であり、一定の配賦計算をすることが困難であるとの理由から、決算では事業の実績に関わらず現計予算額で計上していた。しかし、需用費であれば委員会の茶菓代、役務費であれば委員会のテープ起こし費用など、直接本事業に紐づけて実際発生額を容易に集計可能な支出についても、決算上は現計予算額で計上されていた。平成30年度では委員会の茶菓代が現計予算額及び決算額18,000円に対し、実際発生額は14,080円であり、テープ起こしの費用が現計予算額及び決算額78,000円に対し、実際発生額は55,080円であった。これらの費用は直接事業と紐づく支出であり、現計予算額ではなく実際発生額で決算処理すべきであった。</p> <p>このような処理が行われた背景として、同じ節であれば事業の間での決算の付け替えは違法ではないとして許容する組織文化や、決算に必要な情報が課の決算業務担当者に適時かつ適切に集まる仕組みが無いことが考えられ、内部統制の基本的要素である統制環境や情報と伝達に問題がある。</p> <p>事業に直接紐づけ可能な支出は実績額を計上し、事業の実態を反映させた決算処理をすべきであり、現在の業務プロセスでは実施が困難であるならば、事業担当者から決算担当者に必要な情報が伝達されるよう、業務のプロセスを見直すべきである。</p>   | <p>事業に直接紐づけ可能な支出は、実績額を計上し、事業の実態を反映させた決算処理をするため、事業担当者から決算担当者に必要な情報を伝達するよう、業務のプロセスを見直した。</p> |

継続  
対応

令和元年度(平成31年度)包括外部監査結果の対応状況

| 報告書頁 | 指摘意見 | 監査箇所等   | 監査項目               | 監査結果  | 措置の内容  |
|------|------|---------|--------------------|---|--|
| 88   | 指摘   | 高齢福祉保険課 | 介護人材育成認証評価制度事業     | <p>[予算額を超過した使用料及び賃借料を管理運営費に負担させている]</p> <p>使用料及び賃借料の内訳は、介護サービス認証評価制度推進委員会の会場使用料やタクシー代等である。現計予算額及び決算額187,920円に対し、実際発生額は195,200円であり、予算額を超過した7,280円は高齢福祉保険課の管理運営費の使用料及び賃借料として計上されていた。</p> <p>このような処理が行われた背景として、同じ節であれば事業の間での決算の付け替えは違法ではないとして許容する組織文化や、決算に必要な情報が課の決算業務担当者に適時かつ適切に集まる仕組みが無いことが考えられ、内部統制の基本的要素である統制環境や情報と伝達に問題がある。</p> <p>職員のコスト意識を高め、業務の効率的かつ効果的な遂行を図るためにも、予算を超過した場合は、それを他事業や管理運営費に負担させるのではなく、予算を設定した事業に集計し、超過した理由を分析し、今後の予算に反映させる等の対応を取るべきである。</p>   | <p>予算を超過した場合は、それを他事業や管理運営費に負担させるのではなく、予算を設定した事業に集計することとした。また、予算を超過した理由を分析し、今後の予算に反映させることとした。</p> |
| 91   | 指摘   | 高齢福祉保険課 | 共に支える認知症支援ネットワーク事業 | <p>[需用費及び役務費の決算処理が事業の実績を反映していない]</p> <p>需用費と役務費について、主な内容がコピー用紙、封筒、切手や電話代といった、特定の事業に経費を集計することが難しい支出であり、一定の配賦計算をすることが困難であるとの理由から、決算では事業の実績に関わらず現計予算額で計上していた。しかし、セミナーのテキスト代や講師の昼食代等、直接本事業に紐づけて実際発生額を容易に集計可能な支出についても、決算上は実際発生額を集計せず、現計予算額で計上されていた。また予算の算定基礎となるセミナーの実施回数や参加者数等は、予算の算定時の見積りでは実施回数6回に対し、実績は2回と乖離があり、たとえ一定の配賦計算が必要な費目であっても、現計予算での計上が合理的とはいえない。</p> <p>このような処理が行われた背景として、同じ節であれば事業の間での決算の付け替えは違法ではないとして許容する組織文化や、決算に必要な情報が課の決算業務担当者に適時かつ適切に集まる仕組みが無いことが考えられ、内部統制の基本的要素である統制環境や情報と伝達に問題がある。</p> <p>このような処理は、実際の需用費及び役務費の金額と比較して予算が不足していたのか、超過していたのか曖昧となり、結果として予算執行が適正に行われているのか、疑義を生じさせることとなる。</p> <p>財務報告等の信頼性の確保の観点からも、事業に直接紐づけ可能な支出は実績額を計上し、コピー代や通信費等はセミナーの実施回数などの実績値に置き換え計算する等、可能な範囲で事業の実態を反映させた決算処理をすべきであるし、現在の体制では対応できないのであれば、事業担当者から決算担当者に必要な情報が伝達されるよう、業務のプロセスを見直すべきである。</p> | <p>令和元年度事業からは、事業担当者と決算担当者が必要な情報を共有しながら、事業に直接紐づけ可能な支出は実績額を計上し、可能な範囲で事業の実態を反映させた決算処理を行っている。</p>    |
| 92   | 指摘   | 高齢福祉保険課 | 共に支える認知症支援ネットワーク事業 | <p>[認知症地域連携促進事業経費精算額調の金額の記載誤り]</p> <p>認知症地域連携促進事業は各地域県民局地域健康福祉部(保健所)が実施しており、事業が完了後、当該年度の3月31日までに実績報告書及び経費精算額調を高齢福祉保険課に提出する。平成30年度の三八地域健康福祉部が提出した経費精算額調について、本来は報償費49,000円、旅費2,900円と記載すべきところ、報償費39,200円、旅費15,200円と誤った金額が記載されており、訂正されないままファイリングされていた。</p> <p>これは経費精算額調が決算処理に使用される書類ではないことから、その提出が形式的なものとなっており、内容のチェックが行われていないためと考えられる。</p> <p>実績報告書及び経費精算額調の提出は、青森県認知症地域連携促進事業実施要項によって定められていることから、提出された実績報告書及び経費精算額調は内容をチェックし、必要があれば訂正を求めるべきである。またその書類を作成する本質的な意味が無く、単に慣例的に作成しているのであれば、必要性を改めて検討し、不要な書類については廃止する等、手続の効率化を検討すべきである。</p>   | <p>経費積算額調の必要性について検討し、不要と判断したため、青森県認知症地域連携促進事業実施要綱を改正し、経費積算額調を廃止した。</p>                           |

令和元年度(平成31年度)包括外部監査結果の対応状況

| 報告書頁 | 指摘意見 | 監査箇所等   | 監査項目               | 監査結果  | 措置の内容  |
|------|------|---------|--------------------|---|--|
| 92   | 意見   | 高齢福祉保険課 | 共に支える認知症支援ネットワーク事業 | <p>〔認知症サポート医地域支援強化研修事業実績報告書及び請求書の日付の誤り〕</p> <p>認知症サポート医活動強化事業について、委託を受けた事業者から提出された事業実績報告書及び事業者の発行した請求書の日付が、平成31年と記載すべきところ、平成30年と誤った記載になっていた。また本来は事業者に訂正を求め修正版と差し替えるべきところ、訂正されないままファイリングされていた。これは、書類のチェックが形式的なものとなっていたことが原因と考えられる。</p> <p>支払に関する書類の標準的な決裁の流れは、最初に事業の担当者が書類を作成し内容を確認した後、担当者以外の課員、サブマネージャー、グループマネージャー、課長代理、課長の順に書類の査閲と押印がなされ、その後当該部署の主管課の総務グループに送られる。そこでのチェックが終わった後は、出納局(会計管理課または財務指導課)へ送付され、出納局内部のチェックを経て内容が承認されれば、支払処理が行われる。</p> <p>この点、書類の決裁における査閲方法についてはマニュアルが存在しておらず、査閲の方法は各担当者の裁量に任せられており、場合によっては事業担当者以外の査閲がすべて形式的なものとなる可能性もある。また担当者以外の課員の査閲は、場合によってはその課の全員が査閲していることもあるが、本当に全員の査閲が必要なのか、疑問である。</p> <p>多人数による書類の査閲は、ミスを防止するのに効果的である一方、必要以上の人数が関与することで業務が非効率となり、また責任の所在が不明確になることで内部統制が形式的なものになってしまうというリスクも存在する。</p> <p>業務の効率性を損なうことなく実効性のある内部統制を構築するためにも、単に多くの人員が書類をチェックするのではなく、書類の決裁にあたって査閲すべき適正な人数を改めて検討しうえてルール化し、各担当者の権限及び職責を明確にして業務を遂行する体制を整備していくことが望ましい。</p>  | <p>担当者以外のグループ員、サブマネージャー、グループマネージャー、課長代理、課長の順に書類の査閲を行い、事業者から提出された事業実績報告書と請求書を確認することとした。</p>                           |
| 95   | 意見   | 高齢福祉保険課 | 認知症介護実践者等養成事業      | <p>〔随意契約の理由をより具体的に記載すべき〕</p> <p>平成30年度青森県認知症対応型サービス事業開設者研修の委託契約締結に係る起案書の「契約方法」欄には、随意契約とする理由として、「(略)老人福祉施設の開設者が組織する団体として高齢者処遇全般に関する深い知見を有し、高齢者介護事業所の開設(予定)者を対象とする研修事業の適切な実施ができる県内唯一の機関であることから、競争入札には適さないものである」とある。管理者研修及び計画作成担当者研修の委託契約に係る起案書も、同様の記載内容である。この記載内容では、本当に当該機関が研修事業の適切な実施ができる県内唯一の団体なのか、疑問が残る。</p> <p>この点について高齢福祉保険課の事業担当者に質問したところ、「研修の講師は認知症介護指導者養成研修を受講した認知症介護指導者が務めるが、青森県ではこの認知症介護指導者が全員当該機関に所属している。認知症介護指導者養成研修を受講するためには、県からの推薦が必要だが、今まで推薦してきた方は、すべて老人福祉協会からの推薦であったため、指導者は全員老人福祉協会会員であり、当該研修の実施が可能なのは県内でこの団体のみである」旨、回答があった。</p> <p>確かに前述の理由は、本契約が競争入札に適さないとする理由として適切であると考えられるが、認知症介護指導者が全員当該機関に所属している旨も、起案書に記載するべきである。</p> <p>契約締結の方法は原則として一般競争入札によるものであるとした地方自治法第234条の趣旨を踏まえれば、随意契約はあくまで例外であり、随意契約とする理由は厳正に判断すべきである。「その性質又は目的が競争入札に適さない」(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)ため随意契約を締結する場合、当該契約者以外の第三者に履行させることが業務の性質上不可能であるか、慎重に検討する必要がある。</p> <p>検討に必要な情報が十分に起案書に記載されていない場合、業務の効率的かつ効果的な遂行という観点では、人事異動等で担当者が変わった場合に十分な引継ぎが行われず、担当事務が法令等に基づき適切に執行されていることを、相手方に納得できるように説明できないリスクがあり、また業務に関わる法令等の順守の観点からは契約事務の関係法令に違反するリスクが存在する。このようなリスクに対応する実効性のある内部統制を構築していくためにも、起案書には随意契約とする理由を具体的に記載し、文書として残すことが望ましい。</p> | <p>令和2年度の青森県認知症対応型サービス事業開設者研修の委託契約締結に係る起案書から、「契約方法」欄に、認知症介護指導者が公益社団法人青森県老人福祉協会に全員所属していることを随意契約とする理由として記載することとした。</p> |

令和元年度(平成31年度)包括外部監査結果の対応状況

| 報告書頁 | 指摘意見 | 監査箇所等   | 監査項目            | 監査結果   | 措置の内容   |
|------|------|---------|-----------------|--|---|
| 98   | 指摘   | 高齢福祉保険課 | 認知症疾患医療センター運営事業 | <p>[他事業の使用料及び賃借料を計上している]</p> <p>使用料及び賃借料の決算額72,000円は現計予算の金額を計上しているが、実際は本事業での使用料及び賃借料の支出はなく、「あおり高齢者すこやか自立プラン推進協議会設置費」で予算額を超過した会場使用料及び高齢福祉保険課の管理運営費に計上すべきタクシー代の一部を本事業の決算額に付け替えていた。</p> <p>このような処理が行われた背景として、同じ節であれば事業の間での決算の付け替えは違法ではないとして許容する組織文化や、決算に必要な情報が課の決算業務担当者に適時かつ適切に集まる仕組みが無いことが考えられ、内部統制の基本的要素である統制環境や情報と伝達に問題がある。</p> <p>職員のコスト意識を高め、業務の効率的かつ効果的な遂行を図るためにも、予算を超過した場合は、それを他事業や管理運営費に負担させるのではなく、予算を設定した事業に集計し、超過した理由を分析し、今後の予算に反映させる等の対応を取るべきである。</p>  | <p>予算を超過した場合は、それを他事業や管理運営費に負担させるのではなく、予算を設定した事業に集計することとした。また、予算を超過した理由を分析し、今後の予算に反映させることとした。</p>  |
| 98   | 意見   | 高齢福祉保険課 | 認知症疾患医療センター運営事業 | <p>[経費精算書に実際の支出額を記載するよう指導すべき]</p> <p>認知症疾患医療センターを運営する各医療機関は、翌年度の4月10日までに、実績報告、経費精算書及びその他地域連携拠点機能に関する事業実績がわかる資料を県に提出しなければならない。つくしが丘病院の提出した平成30年度の経費精算書について、実際の経費の金額が3,698,157円であるところ、合計額が委託料の上限である3,621,000円となるよう金額が調整されていた。</p> <p>委託料の上限金額を超過した支出があったとしても医療機関に支払われる委託料に影響はなく、当該処理自体は法令等に違反するものではない。しかし経費精算書に実績額ではなく委託料上限額を記載することを許容した場合、県を含む事業関係者に対し、事業の実態について誤解を与える恐れがある。</p> <p>今後の予算作成や事業の在り方について検討する際に、実際にどれだけの経費がかかっているのか、正しい数字を基に検討することは重要である。県は各医療機関に対し、法令や事業実施要綱により提出が求められている書類には正しい金額を記載するよう、指導することが望ましい。</p>  | <p>令和元年度実績報告書提出時点において指導し、実際の実績額がわかるような記載とした。</p>  |
| 99   | 意見   | 高齢福祉保険課 | 認知症疾患医療センター運営事業 | <p>[事業の実態に応じた予算編成を行うべきである]</p> <p>平成30年度の当初予算は、選定委員会の実施3回と、現在連携型の医療センターである2つの医療機関が、年度の途中で地域型に移行するという前提で編成されている。しかし選定委員会は新たな医療機関が医療センターに指定される場合に開催されることから、新規指定が無い年度は予算が過大となる。また連携型から地域型への移行も、実際に実施されなければ同様に予算が過大となるが、県は将来的にすべての医療センターを地域型へと移行することを目標としているため、当初予算編成の段階ですべて地域型に移行する前提での予算編成を行っている。</p> <p>確かに、最終的にすべての医療機関を連携型から地域型に移行させるという県の目標は合理的であるし、認知症医療センターを増やしていくために選定委員会の予算をあらかじめ確保していくという考え方は理解できる。しかしその結果予算額が事業の実態に対して過大になっており、他の事業予算が不足した際の経費の付け替え(上記、指摘事項①もその一例である)の温床になっていると考えられる。安易に予算の付け替えが行われているという実態があることに鑑み、現状の予算額が想定よりも少なくなる事が明らかであるならば、合理的な将来見通しに応じた予算編成を実施し、追加の予算が必要になったならば、増額補正で対応するべきである。</p> | <p>認知症疾患医療センターの選定委員会については新たに指定が必要となる場合に開催されるものであり、現在6圏域全てにセンターはあるものの辞退による空白が生じる可能性は否めない。その際速やかに選定委員会を開催する必要があるが補正対応が間に合わず、それこそ付け替えが生じる事態を避けるため、1回分の費用については確保する必要があると判断し、3回分→1回分に減額する。</p> |

継続  
対応

令和元年度(平成31年度)包括外部監査結果の対応状況

| 報告書頁 | 指摘意見 | 監査箇所等   | 監査項目        | 監査結果   | 措置の内容  |
|------|------|---------|-------------|--|--|
| 102  | 指摘   | 高齢福祉保険課 | 認知症対策普及支援事業 | <p>[需用費及び役務費の決算処理が事業の実績を反映していない]</p> <p>需用費と役務費について、主な内容がコピー用紙、封筒、切手や電話代といった、特定の事業に経費を集計することが難しい支出であり、一定の配賦計算をすることが困難であるとの理由から、決算では事業の実績に関わらず現計予算額で計上していた。しかし、議事録のテーブルライト代のように、直接本事業に紐づけて実際発生額を容易に集計可能な支出についても、決算上は現計予算額で計上されていた。たとえ一定の配賦計算が必要な費目であっても、現計予算での計上が合理的とはいえない。</p> <p>このような処理が行われた背景として、同じ節であれば事業の間での決算の付け替えは違法ではないとして許容する組織文化や、決算に必要な情報が課の決算業務担当者に適時かつ適切に集まる仕組みが無いことが考えられ、内部統制の基本的要素である統制環境や情報と伝達に問題がある。</p> <p>財務報告等の信頼性の確保や資産の保全といった観点からも、事業に直接紐づけ可能な支出は実績額を計上し、コピー代や通信費等はセミナーの実施回数などの実績値に置き換え計算する等、可能な範囲で事業の実態を反映させた決算処理をすべきであるし、現在の体制では対応できないのであれば、事業担当者から決算担当者に必要な情報が伝達されるよう、業務のプロセスを見直すべきである。</p>   | <p>令和元年度事業からは、事業担当者と決算担当者が必要な情報を共有しながら、事業に直接紐づけ可能な支出は実績額を計上し、可能な範囲で事業の実態を反映させた決算処理を行っている。</p>                                  |
| 102  | 指摘   | 高齢福祉保険課 | 認知症対策普及支援事業 | <p>[契約保証金の還付手続の遅延]</p> <p>平成30年度青森県若年性認知症総合支援センター事業は平成31年3月31日時点で事業報告の検査が完了しており、契約の履行が確認されていた。財務規則第160条第1項によると、契約保証金の還付については契約を履行した後に還付することとされており、その還付時期については、財務質疑応答集4.06.26で、「債権の性質上請求書を徴する必要がないもの」であり、「相手方の契約の履行を確認した後、請求書の提出を待たずに、速やかに還付手続をとらなければなりません」とされている。</p> <p>この点、本事業に係る契約保証金は検査完了後速やかに還付手続をとるべきところ、実際の還付は5月21日となり、遅延が生じていた。この遅延に対しては、財務指導課より指導を受けている。</p> <p>遅延の原因として、高齢福祉保険課の事業担当者及び決算担当者が、保証金の還付は委託料の確定後に実施すべきものと誤認しており、相手方の契約の履行を確認した後、速やかに還付手続をとるとの認識がなかったことによる。また平成31年4月1日より事業担当者と決算担当者が異動となり、後任に業務の引継ぎが行われているが、その際に十分な引継ぎが行われず、結果として効率的かつ効果的な遂行が行われなかったことにも原因があると考えられる。</p> <p>必ずしも十分な知識と経験を有した担当者間で引継ぎが行われるとは限らないため、引継ぎの体制を整備し、再発防止に努めることが望ましい。</p> | <p>事業担当者間での確実な引継ぎ及び事業副担当とのダブルチェックにより、平成31年度青森県若年性認知症総合支援センター事業については、契約の履行確認後、速やかに契約保証金の還付手続を行った。(令和2年3月31日履行確認、同年4月6日還付手続)</p> |

令和元年度(平成31年度)包括外部監査結果の対応状況

| 報告書頁 | 指摘意見 | 監査箇所等   | 監査項目              | 監査結果   | 措置の内容  |
|------|------|---------|-------------------|--|--|
| 103  | 意見   | 高齢福祉保険課 | 認知症対策普及支援事業       | <p>[随意契約の理由をより具体的に記載すべき]</p> <p>平成30年度青森県若年性認知症総合支援センター事業は、平成28年度の公募において受託先として決定した公益財団法人こころすこやか財団との随意契約による委託事業である。本委託契約締結に係る起案書の「契約の方法」欄では、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約とし、その理由として、「本委託業務は、受託先を公募し、最も優れていると判断された業者と随意契約するものである」とある。しかし、公募を実施したのは平成28年度であり、この記載内容では、「その性質又は目的が競争入札に適さない」(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)ものであるか判断できない。</p> <p>この点について高齢福祉保険課の事業担当者に質問したところ、「事業の内容から、ある程度継続性をもって実施してもらう必要がある。毎年実施報告書を提出してもらっており、事業の実施内容に問題はない。また、より適切に事業を実施できる者が他にいれば変更も検討する前提で毎年度契約を更新することとしているが、現時点でそのような状況にはない。そのため、平成28年度の公募で決定した相手先との随意契約としている」旨、回答があった。</p> <p>確かに前述の理由は、本契約が競争入札に適さないとする理由として適切であると考えられるが、その理由を具体的に起案書に記載するべきである。</p> <p>契約締結の方法は原則として一般競争入札によるものであるとした地方自治法第234条の趣旨を踏まえれば、随意契約はあくまで例外であり、随意契約とする理由は厳正に判断すべきである。「その性質又は目的が競争入札に適さない」(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)ため随意契約を締結する場合、当該契約者以外の第三者に履行させることが業務の性質上不可能であるか、慎重に検討する必要がある。</p> <p>検討に必要な情報が十分に起案書に記載されていない場合、業務の効率的かつ効果的な遂行という観点では、人事異動等で担当者が変わった場合に十分な引継ぎが行われず、担当事務が法令等に基づき適切に執行されていることを、相手方に納得できるように説明できないリスクがあり、また業務に関わる法令等の順守の観点からは契約事務の関係法令に違反するリスクが存在する。このようなリスクに対応する実効性のある内部統制を構築していくためにも、起案書には随意契約とする理由を具体的に記載し、文書として残すことが望ましい。</p> | 令和2年度青森県若年性認知症総合支援センター事業に係る委託契約の起案書に、包括的外部監査での指摘内容を反映させた随意契約の理由を記載することとした。 |
| 106  | 指摘   | 高齢福祉保険課 | 青森県長寿社会振興センター運営事業 | <p>[委託先が再委託する場合の書面による事前承認がない]</p> <p>「平成30年度青森県長寿社会振興センター運営事業委託契約書」第8条において、再委託については「受注者は、委託事業の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により発注者の承認を得た場合は、この限りではない。」と規定されている。</p> <p>しかし、「平成30年度青森県長寿社会長寿社会振興センター運営事業委託に係る事業実績報告書」の中の「2事業の実施状況及び支出済額内訳」をみると、委託料が発生しているが、再委託に関する事前の書面による承認を受けていなかった。長く委託しているとはいえ、委託先がどのように事業を実施しているのかを普段から関心を持って監督するべきであり、もっと緊張感を持った関係を保つべきである。なお、令和元年度からは、県で自らが付いて、書面による事前承認をしているとの説明を受けた。</p>  | 令和元年度の委託契約において、委託業者に対し、再委託をする際には事前に県の承認を受けるよう指導を行い、事前承認した上で事業を実施させている。     |

令和元年度(平成31年度)包括外部監査結果の対応状況

| 報告書頁 | 指摘意見 | 監査箇所等   | 監査項目              | 監査結果   | 措置の内容  |
|------|------|---------|-------------------|--|--|
| 107  | 意見   | 高齢福祉保険課 | 青森県長寿社会振興センター運営事業 | <p>[運営事業契約書にもとづく適正な事業実績報告書の記載を指導すべき]</p> <p>「平成30年度青森県長寿社会振興センター運営事業委託契約書」第14条において、委託料の精算等として、支払いの上限額は、委託料の契約額、もしくは委託料の契約額に満たない場合は、実際の支出額のいずれか低い金額である旨が、規定されている。</p> <p>本事業では、当初予算額と実績額とが同額になっているが、これは、支出済額が委託料よりも超過しているためである。しかし、委託先に要求している精算書の記載内容だけでは、支出済額が委託料を超過していることがわからないので、支出済額が委託料の契約額に比較して超過しているかどうかが分かるように記載情報を充実させるべきである。この委託料精算書は、県が委託料を支払う際に正しい支払額をチェックするために使用されるものであるから、正しい実績額を併記させることなどにより、その妥当性のチェックがしやすくなるような工夫を講じたほうが良いと思われる。</p>   | 令和元年度実績報告書提出時点において、委託業者に対し、監査意見にある記載情報の充実について指導を行い、実際の実績額がわかるような記載とした。 |
| 108  | 意見   | 高齢福祉保険課 | 青森県長寿社会振興センター運営事業 | <p>[退職年金、退職共済の支払いに関する明確な取り扱いについて]</p> <p>本事業の委託料には、委託先の職員の人件費も含まれているが、その人件費には、退職年金、退職共済の分も含まれて支払われている。しかし、平成30年度青森県長寿社会振興センター運営事業委託契約書に添付されている「別紙1 平成30年度青森県長寿社会振興センター運営事業委託料内訳」の中で「(人件費)給与、法定福利費、委託事業に従事する職員の給料、諸手当、共済費」として記載されているだけで、人件費の中に退職年金、退職共済が含まれるかについては、契約書、添付資料を見るかぎりでは明らかとはなっていない。</p> <p>予算の積算資料のなかに退職年金、退職共済が含まれているので、委託料に含めて、職員の退職金負担までを支払うことを前提にして事業を組み立てているようであるが、どう理由で支払うのかを明確に契約書もしくは添付資料のなかに記載しておくことが必要であろう。なぜならば、退職金や退職年金は長期にわたる過去のサービス年数に対する対価として考えられるため、結果的に、毎年継続的に随意契約で委託しているとしても、毎年契約する委託先の人件費について当然に退職金まで負担するとは解釈できないからであり、退職金負担まで委託料として支払うには合理的な理由を開示しておくことが重要であると考えられるからである。</p> <p>また、社会福祉法人青森県すこやか福祉事業団と青森県との関係性を見ると、青森県が1,500万円の出資をしていること、社会福祉法人青森県すこやか福祉事業団の事務局の半数が本事業である青森県長寿社会復興センター運営事業に関与していること、そして、独立民営化した趣旨も考慮し、疑義の発生する可能性がある箇所については、明確に理由付けをして処理することが必要である。</p> | 退職年金等の費用を委託料に含む理由について、令和3年度の委託契約の起案に明記する予定としている。                       |
| 111  | 意見   | 県民生活文化課 | 高齢者の安全・安心促進事業     | <p>[[「高齢者安全・安心キャラバン」寸劇の動画サイトでの公開について]</p> <p>「高齢者安全・安心キャラバン」にて実施した寸劇をYouTube等の動画サイトにて公開することで、より一層高齢者の交通事故防止や消費者トラブルの防止が図られるものとする。</p> <p>実施した寸劇は前述の「1(2)① 高齢者安全・安心キャラバンの実施」にも記載したように、青森県内で知名度が高く高齢者層が親しみを感じるタレント等が起用されていること、アンケート結果の評価が高いことから、高品質であったものと評価できるため、動画サイトで広く公開することは有意義である。確かに、高齢層は比較的インターネットや動画サイトに詳しくないことも想定されるが、例えば、子・孫が高齢者に対してタブレット等で閲覧を促すようなケースも考えられるし、そもそも動画サイトで共有することに多額のコストは発生しないため、効果が限定的であったとしても効率性・経済性は害されない。今後、動画サイトでの公開を望みたい。</p>  | 当該事業は平成30年度で終了したが、今後、同様の事業を実施する場合には、動画サイトでの公開を検討して実施することとした。           |

継続  
対応

令和元年度(平成31年度)包括外部監査結果の対応状況

| 報告書頁 | 指摘意見 | 監査箇所等   | 監査項目                 | 監査結果  | 措置の内容   |
|------|------|---------|----------------------|---|---|
| 111  | 意見   | 県民生活文化課 | 高齢者の安全・安心促進事業        | <p>[アンケートへの自由記載欄を設けることについて]</p> <p>「高齢者安全・安心キャラバン」のアンケート原本を閲覧したところ、当該アンケートに回答者の自由記載欄が存在しなかった。自由記載欄を設けることで、具体的な進め方や今後の事業展開について有意義な意見を聴取できる可能性があるため、自由記載欄は設けることが望ましいものと思料する。</p>  | <p>当該事業は平成30年度で終了したが、今後、同様の事業を実施する場合には、アンケートへの自由記載欄を設けることとした。</p>   |
| 115  | 意見   | スポーツ健康課 | スポーツでいきいき！生涯健康力アップ事業 | <p>[カスタムメイド健康づくり講座については年齢別分析を詳細にすべき]</p> <p>「カスタムメイド健康づくり講座」申込書、「カスタムメイド健康づくり講座」報告書、いずれも年齢別分析が60歳以上と一括りとなっている。一般的な「カスタム健康づくり講座」であれば現状の年代別分析で問題がないと思うが、特に、高齢者を対象としたカスタムメイド健康づくり健康講座においては、60歳から90歳までの年代を分けて記載しないと事業の目的に相応した分析ができないので、書式の改訂が必要と考える。</p>  | <p>本事業は平成30年度で終了したが、今後、類似の事業を実施する場合は、事業目的に即した適切な分析ができるよう、申込書及び報告書等の書式について、十分検討を行うこととする。</p>                                 |
| 115  | 意見   | スポーツ健康課 | スポーツでいきいき！生涯健康力アップ事業 | <p>[各市町村スポーツ振興課による参加団体増加策に期待する]</p> <p>平成30年度の「カスタムメイド健康づくり講座」の中で、青森県型地域共生社会の実現に向けた取組に参加した3団体中、大鰐町と野辺地町の2団体は、平成29年度から継続して参加している。2年連続して参加してはならないという規定はなく、また事業予算設計時に想定した12団体を超えていないので何ら問題とならないとのことであるが、今まで参加のない団体にも呼びかけ、参加団体を広げていくことが望ましいと考える。</p> <p>高齢化とスポーツによる課題解決をする観点からみると、県内各市町村スポーツ振興担当課を通じて募集している参加団体の取り込み数や、関係団体等への参加の呼び込みが想定水準以下になっているものと窺える。最終的に県庁の手を離れ、各市町村や団体に委ねられていくことを考えると高齢化とスポーツによる課題解決について、限られた予算内で成果目標を明らかにしないまま「何となく」やっつけては期待した成果が実現しないまま終了してしまうおそれがあるので、参加する団体数を増加させる方策を市町村スポーツ振興課には期待したいし、県としても各市町村と密接な連携をとってサポートすることを望みたい。</p> | <p>本事業は平成30年度で終了したが、今後、類似の事業を実施する場合は、成果目標を明確にし、各市町村及び関係団体と共有を図ることとする。</p> <p>また、各市町村において、参加団体増加策を講じられるよう、サポートしていくこととする。</p> |

令和元年度(平成31年度)包括外部監査結果の対応状況

| 報告書頁 | 指摘意見 | 監査箇所等   | 監査項目              | 監査結果  | 措置の内容   |
|------|------|---------|-------------------|---|---|
| 119  | 意見   | 県民生活文化課 | 自立・持続する社会貢献活動促進事業 | <p>[プロボノ活動普及に係る情報収集・共有の充実について]</p> <p>NPO法人サービスグラントに委託した「青森プロボノチャレンジ」の企画運営業務仕様書に「事後対応・アセスメント」として「本県へ「プロボノ」の取組を普及していくための課題などに関する情報を収集し、本業務実施の成果、課題等について検証を行い、実施報告書に含めて報告する」とする記載があるものの、委託先から提出された実施報告書において本県におけるプロボノ活動普及に関する課題等は特段記載されていない。</p> <p>監査を実施した結果、プロボノ活動は支援を行う者、支援を受ける者の双方にメリットがあり、その普及が図られることにより「青森県型地域共生社会」の実現に非常に有効な施策であるとの感想を持った。今後、プロボノ活動を青森県に根付かせるにあたっては、プロボノという概念の一層の周知、プロボノワーカーの確保、プロボノワーカーと支援先団体を繋ぐコーディネーターの役割を担う人材の育成確保の様々な課題があると考えられる。また、現状は、県がプロボノの普及に積極的に関与しているが、いつまでも県費負担での支援を行うこともできず、いずれは県の手を離れNPO法人等の民間団体が担っていくことが期待されている。加えて、プロボノ普及に際し、少子高齢化が全国的にも著しく進行している状況や第一次産業が盛んであるといった本県特有の状況の斟酌も必要である。すなわち、プロボノ普及に関しては、課題が多数あり、事業初期である平成30年度において、課題分析を行い、今後の普及に向けたロードマップを作る必要があるだろう。</p> <p>「青森プロボノチャレンジ」業務の委託先である、NPO法人サービスグラントは、プロボノワーカーと支援先団体等の積極的なマッチング活動や、プロボノの周知拡大を行う等の日本におけるプロボノ活動に関する草分け的存在であり、報告書記載時点(令和元年12月8日)において、5,457人のプロボノワーカーが登録されており、累計844件のプロボノプロジェクトの実施実績がある等、いわば日本におけるプロボノのプロフェッショナルである。そのようなプロフェッショナルから、現状の課題と解決方針を報告書明文での知見を受領することで、将来的な青森県におけるプロボノ普及のロードマップとして活用するとともに、県庁内、民間団体間等でその共有を図ることは有意義であるだろう。以上、仕様書に定めるとおり、プロボノ普及に向けた課題やその解決方針等が記載された報告書を受領し、将来に向けて活用することを求めたい。</p> | <p>令和2年2月12日に受理した実施報告書において、本県の特徴として①青森県への転勤者の参加、中でも子育て中の親を対象としたママボノでは転勤に同行した家族(妻)が地域参画する機会の1つとして活用できる ②県職員、市職員、福祉関係職員など、行政や公益活動をしている人の参画が多い、という点が挙げられていた。</p> <p>また、課題として、⑦プロボノの認知度向上 ⑧より良い成果物となるようなプログラム設計 ⑨プロボノを継続実施できる体制づくりが挙げられていた。</p> <p>これらの点から、まず特徴①及び課題⑦を踏まえて、令和2年度に引き続き行う青森プロボノチャレンジについては、地域で子育て支援を行っているNPO法人をママボノのコーディネーター組織として養成し、ママボノの一層の促進を図っている。</p> <p>また、特徴②を踏まえて、令和2年度に「公務員プロボノ発掘セミナー」を実施し、行政職員に対し、プロボノの普及啓発を図った。</p> |
| 120  | 意見   | 県民生活文化課 | 自立・持続する社会貢献活動促進事業 | <p>[プロボノ促進トップセミナーの案内文・チラシ送付先の拡大について]</p> <p>企業等がプロボノに取り組む意義や効果についての講演「プロボノ促進トップセミナー」の開催にあたり、案内・チラシを県内の大規模企業等に送付しているが、その送付先企業等の選定について改善の余地があるものと考えた。</p> <p>県の案内・チラシ送付先は、「あおり働き方改革推進企業(次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、取組を明確にする働き方改革に積極的な企業)」81団体および過年度にプロボノに関するアンケート調査を行っていた99団体等に対してなされた。しかし、当該送付基準では、県内の大手信用金庫・信用組合や、国立大学法人弘前大学、青森県内有数の大手企業等に対して案内文の発送はなされていない。</p> <p>企業等に対する効率的かつ効果的なプロボノ普及を要点とすると、送付先企業等の選定は「送付先企業の経営理念との合致」「送付先企業従業員の専門性・スキル(プロボノ活動に活かせるかどうか)」「送付先企業の規模(従業員数)」等を総合的に勘案し決定するべきである。県内の大手信用金庫・信用組合等の金融機関については、その経営理念の第一として地域社会に対する貢献が掲げられており、従業員は金融をはじめとした広範な知識を有しておりプロボノ活動での活躍が期待されており、また従業員数も相応の大規模である。国立大学法人弘前大学についても県内唯一の国立大学として、約2,000名程度の教職員を抱えていると共に、研究機関として各種の専門的な地域も持ち合わせている。このような企業等をセミナーに招き、協力してもらうことは、プロボノ普及に有意義である。今後、効率的かつ効果的な送付基準を用いることによる一層のプロボノ普及を期待したい。</p>  | <p>監査結果を踏まえて、令和2年度に一般向けに行なった「あおりプロボノセミナー」の周知資料については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融、保険会社</li> <li>・従業員100人以上の事業者</li> <li>・大学</li> <li>・経営事項審査結果売上高上位の事業者</li> </ul> <p>のほか、これまでの取組に関心をもって参加していた企業・団体及びライオンズクラブ・ロータリークラブ等の慈善団体等に対して送付した。</p>  |

令和元年度(平成31年度)包括外部監査結果の対応状況

| 報告書頁 | 指摘意見 | 監査箇所等   | 監査項目              | 監査結果  | 措置の内容  |
|------|------|---------|-------------------|---|--|
| 123  | 指摘   | 総合販売戦略課 | 産直発「地元の元気づくり」応援事業 | <p>[補助金交付額の誤りについて]</p> <p>車椅子購入の際の消費税の判断を誤った結果、補助金が過少交付となっている事案があった。「青森県産直による買い物利便性向上モデル創出支援事業費補助金交付要綱」および補助金交付決定通知書によれば、補助金交付額は補助対象経費の消費税抜きの金額の1/2もしくは30万円のうちの少ない額と定められている。車椅子は消費税非課税であるが、78,000円の車椅子を購入した補助事業者が実績報告書にて補助金要交付額を72,222円(78,000円÷1.08)と誤った報告を行い、県の確認検証においても誤りが発見されなかった結果、補助金が3,000円(= (78,000円×1/2) - (72,222円×1/2) 注: 補助金は千円未満切捨てにて算定) 過少交付となっていた。今後、県における消費税の課税非課税判定の整理、交付額の確認検証の徹底を求めたい。</p>  | <p>今後は、国税庁のホームページ等で最新の情報を確認し、申請書のチェックを適正に行うこととした</p>   |
| 123  | 指摘   | 総合販売戦略課 | 産直発「地元の元気づくり」応援事業 | <p>[産直関係者向けセミナーにかかる実績報告書の入手、成果の確認について]</p> <p>一般財団法人都市農山漁村交流活性化機構に産直アドバイス業務の委託(契約額1,874,361円)を行っているが、当契約書・仕様書で実施するとしている「産直関係者を対象としたセミナー(以下「セミナー」という。)」にかかる実績報告書の入手がなされておらず、成果の確認が不十分であった。</p> <p>この点、県の担当者によると、通常の訪問アドバイス業務に併せて訪問産直を対象にセミナーも実施しているため、セミナーに関する実績報告書への記載はないとのことであった。確かに同行した県の担当者の復命書を閲覧する限り、勉強会・研修会として、訪問アドバイス業務の他に研修会の実施が記録されている。</p> <p>しかし、セミナーは、通常アドバイス業務の積算とは別に、「高齢者施設への出張販売や移動販売 研修会」として講師謝金29,400円、講師旅費46,860円、「高齢者向けの売場づくり 研修会」として講師謝金29,400円、講師旅費46,860円の合計152,520円の委託費が発生していることから、外部証憑としてセミナー実施にかかる実績報告書の入手を行い、その成果を確認しなくてはならない。併せて、下記「意見①」アドバイスを受けた産直の満足度評価について」とも関連するが、セミナー単体のアンケートを行い、詳細な効果検証をすることも求められるだろう。</p> <p>また、そもそもとして、通常の訪問アドバイス業務とセミナーは、隣接した業務領域であると考えられ、どこまでが訪問アドバイス業務で、どこからがセミナーかといった区別はなかなか難しく、事業設計当初においてセミナーの仕様定義が曖昧であったことも示唆される。今後は、事前にセミナーの仕様定義を明確に定め、県として適切な報告受領及び検査確認を実施すべきである。</p> <p>なお、現状のパッケージでは、セミナーを個別の産直に対して実施していることから、講師による知見の伝達が限定的とならざるを得ない。今後、有効性・効率性の観点から、県内の産直担当者が一堂に会する集合セミナー形態等を採用すること等も検討されたい。</p> | <p>今後は、実績報告書提出時に内容を確認し、不備がある場合は、修正を求めることとした。</p> <p>また、今後同様の事業を実施する場合は、仕様書でセミナーの定義を明確にすることとした。</p> |
| 124  | 意見   | 総合販売戦略課 | 産直発「地元の元気づくり」応援事業 | <p>[アドバイスを受けた産直の満足度評価について]</p> <p>一般財団法人都市農山漁村交流活性化機構へ委託した産直アドバイス業務にて、アドバイスを受けた産直の満足度評価が実施されていない。現状では、アドバイス業務に対する客観的な評価が不透明であり、委託業務の適切な評価を行えない状況と言わざるを得ない。PDCAサイクルの一環として、アドバイス業務にかかる満足度評価を実施し、次年度以降の委託先選定や業務実施に活用することは有意義である。今後、産直にアンケートやヒアリングにより満足度調査を実施し、将来の事業展開に利用していく必要がある。</p>   | <p>今後は、産直へのアンケートやヒアリングを行い、満足度や貢献度を把握することとした。</p>   |

令和元年度(平成31年度)包括外部監査結果の対応状況

| 報告書頁 | 指摘意見 | 監査箇所等   | 監査項目                      | 監査結果  | 措置の内容  |
|------|------|---------|---------------------------|---|--|
| 124  | 意見   | 総合販売戦略課 | 産直発「地元の元気づくり」応援事業         | <p>[補助金利用とアドバイス実施の分離について]</p> <p>当事業のパッケージとして、「(ア)産直アドバイザーによる基盤・体制づくり支援」と「(イ)買い物利便性向上の取組への経費補助」は必ずセットで実施されており、どちらか一方のみ支援を受けることは想定していない。この理由は、補助金により施設・設備を整え、同時に専門家のアドバイスによりソフト面を改善し、相乗効果を生むことを期待しているとのことであった。具体的な業務の流れとしては、補助金に応募した者に対して、アドバイス業務も行うという流れで業務実施がなされている。しかし、中には取り組みの方向性は定まっておらずアドバイスはいらぬが補助金のみを受けたい、または現状の施設・設備をベースに専門家のアドバイスのみを受けたいと考える産直も少なからず存在するものと考えられる。補助金利用とアドバイス実施を分離し、利用しやすくすることも一考である。</p>   | <p>今後同様の事業を実施する場合は、産直のニーズを確認し、利用しやすい仕組みになるよう改善することとした。</p>   |
| 128  | 指摘   | 構造政策課   | 農山漁村「地域経営」担い手育成システム確立推進事業 | <p>[補助金交付決定に必要な協議会の総会資料を入手していない]</p> <p>農山漁村「地域経営」レベルアップ事業費補助金の交付要綱によると、地域マネジメント事業においては、補助金を出す各地域の担い手育成総合支援協議会の規約と直近の総会資料を入手することとなっているが、五戸町、階上町、黒石市といったいくつかの協議会からは、平成29年3月期にかかる平成29年6月～7月に開催の総会資料を直近の総会資料として扱い、平成30年3月期にかかる総会の資料を入手せず、平成30年度の事業計画の提出もないまま、補助金を平成30年5月～6月に交付決定していた。</p> <p>本事業において、補助先の協議会の規約や直近の総会資料を入手する趣旨は、当該協議会が、正しく事業を遂行する組織と計画が整っていることを確認するためと考えられるところ、平成29年3月期の総会資料では、平成30年度の事業の補助を出す際の検討材料にはならないと考えられるので、今後は、交付要綱の趣旨に沿って、当該年度の事業計画や収支予算を含んだ総会資料を入手し、交付決定すべきである。</p> <p>確かに、五戸町や階上町の地域担い手育成総合支援協議会の平成30年度の補助金申請時(平成30年5月18日と16日)においては、平成29年7月13日と12日開催の総会が直近の総会であり、規約を見ても、3月決算になっているが総会の期日の規定はなく、年1回以上開催とだけ規定されているため、その総会資料を提出すれば問題ないと考えたのかもしれない。しかし、規約には、協議会の事業計画及び収支予算は、事業開始前に総会の議決を得なければならないとも規定されているので、決算日前あるいは、翌期開始早々に、事業計画決定の総会が開催されるべきであるし、その決議された事業計画を添付して、補助金を申請する流れになっていなければならないと考える。黒石市の協議会においては、規約上、予算や計画の承認を事業開始前までに総会で決議するという旨が規定されていないため、計画がなくても規約違反とはいえないかもしれないが、規約や総会資料の入手の趣旨を考えれば、事業計画の提出を求めた上で、補助金の交付決定するのが当然と考える。</p> | <p>各地域県民局に対し、「令和2年度からは、原則として地域協議会の総会等で当該年度の事業計画が決議された後に交付決定することとする」旨を通知した。</p> <p>また、令和2年5月に実施した、市町村、県民局及び構造政策課でのヒアリングにおいても上記の内容を確認し、交付決定についてはそのとおり進められている。構造政策課も、県民局から送付された交付申請書の写しで確認している。</p> |

令和元年度(平成31年度)包括外部監査結果の対応状況

| 報告書頁 | 指摘意見 | 監査箇所等 | 監査項目                      | 監査結果  | 措置の内容  |
|------|------|-------|---------------------------|---|--|
| 129  | 指摘   | 構造政策課 | 農山漁村「地域経営」担い手育成システム確立推進事業 | <p>[決算統計節別集計表の金額が正確ではない]</p> <p>決算統計節別集計表上、②地域経営サポート事業の需用費の決算金額は正確に表現されていない。県民局への令違分は細々節ごとの集計をしておらず、また、印刷製本費の支出がなかったにもかかわらず、印刷製本費に金額が記載されるなど、実態とはずれている。実際の支出額が事業別に整理されているのだからそのとおりに決算額として登録すべきである。</p> <p>他にも、④地域をリードする農業法人育成事業の需用費においても、消耗品費としての支出131,946円の一部を自動車用燃料費38,946円と記載していたり、地方創生推進交付金の申請上、②地域経営サポート事業分の交付対象経費として、使用料166,320円を計上しているにもかかわらず、決算統計節別集計表では、108,000円しか計上されていないなど、決算統計節別集計表の金額入力は、恣意的に歪められていることが窺える。</p> <p>これらは、事業別の決算額が正しく集計されていなくても違法ではないという認識のもと業務が行われていることが背景にあると推測するが、決算額の入力を行う作業が、一人で行われ、その正確性チェックが行われていないことは、内部統制上問題である。</p>  | <p>令和元年度事業から、支出額の細々節までの把握と実際の支出額どおりの決算額登録を行うとともに、決算入力の正確性の確認を複数名で行っている。</p>  |
| 129  | 意見   | 構造政策課 | 農山漁村「地域経営」担い手育成システム確立推進事業 | <p>[補助事業の結果報告について、内容を充実させるべき]</p> <p>農山漁村「地域経営」レベルアップ事業費補助に関して、地域経営体への補助のうち、地域貢献型の事業は、13事業中5件あった。地域貢献型の事業は、今回の監査のテーマにより近い取り組みであるため、そのうち1つの補助先の取組を実績報告書で確認した。その結果、ソフト事業である、新作物やコミュニティ維持に関する検討会の実施が、3回の予定のところ、1回のみの実施になっており、地域貢献型の事業であったが、コミュニティ維持に関する検討会が実施されなかったのは残念である。また、実績報告書の内容も、特に検討会や報告会で何人集まって、どのような内容だったのかの記載が不十分で、取組の評価がしにくいと言える。実績報告書上で、計画された検討会などの実施回数が減った原因も報告させるべきだと考える。</p> <p>また、地域マネジメントの補助について、金額の大きい黒石市の協議会の実績報告書を確認した結果、予定されていた地域課題の解消に向けた取組6つのうち、未実施になっている取組が3つもあり、未実施の取組の予算が、他の取組の経費に充当されていることが窺われた。県としても、農家の場合、時期によっては忙しく、研修会などの実施が困難になるケースも多いため、補助金が、目的に合致した形で使われているならば、実施できなかった取組があっても、ある程度寛容に受け入れているとのことであるが、補助金交付要綱では、補助事業の中止や遂行が困難になった場合には、知事への報告を要求しているのだから、補助事業の中の取組が実施できなかった場合は、その未実施の理由や代替された取組で事業の目的が達成されていることなどを実績報告書へ記載するよう求めても良いと思われる。</p> <p>そもそも、本事業は、地域経営体が、発展段階の向上を目指して経営発展や地域貢献に取り組む時に必要となるソフト・ハードを一体的に支援する事業であり、特に地域経営体への募集要綱では、ソフト事業と一体的に実施することがハード補助の要件になっている。ソフト事業を通じて、地域経営体には、農業振興のみにとどまらない地域共生社会の担い手になるという意識を持ってもらう必要があるはずなので、ソフト事業を実施した内容については、もっと詳しく、他の地域経営体にも参考になるような形で記録されるべきであると考え。事業の趣旨、目的を理解した上で、事業を実施していかなければ、本事業は、単に機材の補助だけに終わってしまうリスクがある。</p> | <p>令和元年度から、事業量の大幅な縮小や未実施の取組がある場合、理由を実績報告書に添付させることとした。</p> <p>また、令和2年度からは、事業主体に対し、事業計画の作成時に取組内容や事業量を十分検討すること、無理のないスケジュールを組んで着実に実施することを指導している。</p> |

令和元年度(平成31年度)包括外部監査結果の対応状況

| 報告書頁 | 指摘意見 | 監査箇所等        | 監査項目                      | 監査結果  | 措置の内容  |
|------|------|--------------|---------------------------|---|--|
| 130  | 意見   | 構造政策課(企画調整課) | 農山漁村「地域経営」担い手育成システム確立推進事業 | <p>[地方創生推進交付金の不用額の原因説明が正確ではない]</p> <p>本事業に関する地方創生推進交付金は、交付実績額が、交付決定額を2,809千円下回り、不用額が生じているが、地方創生推進交付金実績報告書において、その理由が、「事業の効率的執行により、経費圧縮に務めたもの」となっている。しかし、不用額が生じた理由は、予定されていた取組が実施されていないことや、ももとの予算が膨らんでいただけだと解釈される。</p> <p>事業の実施状況を丁寧に見ていけば、不用額発生の要因が、「効率的執行」という判断にはならないはずである。国に対する報告書の内容が不正確になっていることも問題であるが、事業が未実施のために予算が余ったということ、効率的実施により費用削減が図られ、予算が余ったというのでは、事業実施の実態の認識として大違いであり、その後、誤った認識を持って、「地域経営体」の継続的支援を行っていくことになってしまう。事業の未実施というのは、格好の良くないことなのかもしれないが、良いところも悪いところも正しく認識して、次年度に活かしていくことが大切である。</p> <p>また、国への報告書のとりまとめは、企画調整課が行っているが、取りまとめる側も報告を鵜呑みにするのでなく、しっかりと事情を把握し、確認作業をすべきである。この点、企画調整課が構造政策課の報告について何の検証もしていないのは、内部統制の観点からは、良くない、結果、国への報告書の内容に誤りがあった場合に、うちは取りまとめているだけで、内容の責任は負いませんという態度をとるのは許されないとと思われる。正直に報告することの抵抗があるのだとしたら、これについても解消していく必要がある。</p> | <p>現在の「地方創生推進交付金実績報告書」においては、不用額の理由欄は廃止されているが、ご意見を踏まえ、各部局等が参集する会議において、企画調整課から適切な予算計上及び事業執行について周知した。</p> <p>また、事業担当課(構造政策課)では、令和元年度実績報告から減額の理由を適切に把握するとともに、令和2年度からは、事業実施主体に対し、見積額が過大にならないよう指導している。</p> <p>さらには、今後、企画調整課と事業担当課が随時認識・情報共有を図り、適切に変更(減額)交付申請を行うなど、多額の不用額が発生しないよう努めていく。</p> <p>なお、「地方創生推進交付金実績報告書」は、交付請求手続きに当たり支出状況を報告するものであり、ご指摘の記載については、事業費の89.3%を執行していること、及び設定している2つのKPIは、事業期間3年間(H28～H30)の各年において、いずれも達成していることを踏まえ、事務の効率的執行に努めたとの報告を行ったものである。</p> <p>事業の成果検証については、別途「地方創生推進交付金事業実施報告」により報告することになっており、事業担当課が作成した報告を企画調整課において精査した上で報告している。</p> |
| 134  | 意見   | 防災危機管理課      | 自主防災組織設立促進・スキルアップ事業       | <p>[実質的に機能する自主防災組織の育成に期待する]</p> <p>本事業の成果指標としては、青森県の全世帯数に占める自主防災組織に組み込まれている世帯の割合(カバー率)を向上させることであり、この点からは一定の事業成果が認められるところである。</p> <p>しかし、設置された自主防災組織が実質的に機能せず「共助」のための拠点となれていない危険性があるのは否定できず、今後はカバー率の改善だけに満足することなく、自主防災組織としての機能評価と強化を図ることを主眼とした事業が設計されることを期待する。</p>   | <p>令和元年度より、既存の自主防災組織の活動促進を図るため、自主防災組織のリーダーや市町村担当者等を地域ごとに集めた研修会を開催し、意見交換や課題の共有を図り、自主防災組織をはじめとした地域防災関係者間の連携強化を進めている。</p>   |

令和元年度(平成31年度)包括外部監査結果の対応状況

| 報告書頁 | 指摘意見 | 監査箇所等   | 監査項目                | 監査結果   | 措置の内容   |
|------|------|---------|---------------------|--|---|
| 134  | 意見   | 防災危機管理課 | 自主防災組織設立促進・スキルアップ事業 | <p>[市町村との役割区分の明確化と連携強化]</p> <p>災害対策基本法においては、都道府県と市町村の責務が明確にされている。本県はこの理念に従い防災意識の比較的高くない市町村の啓発に力を入れているところである。</p> <p>しかし、直近年度の市町村を対象とした「自主防災体験研修会」実績を見ると自主防災組織カバー率が低いにもかかわらず研修会が実施されていない市町村が複数ある。このような研修会等は、あくまで当該市町村からの依頼がなければ開催できないことや比較的防災意識の低い市町村がある点は否定できず、やむを得ない面は理解できるものの県内の全市町村と連携が強化されるよう継続的なアプローチが必要と考える。</p> | <p>これまで自主防災体験研修会を実施したことのない市町村に対しては、積極的に声がけを行い、令和2年度も初開催の市町村で実施することとしている。</p> <p>今後も、自主防災組織の強化について全市町村と連携を図るため、活動カバー率が低い市町村に対するアプローチを継続していく。</p> |
| 135  | 意見   | 防災危機管理課 | 自主防災組織設立促進・スキルアップ事業 | <p>[若年層の取り込みが不足している]</p> <p>意見①に述べたように自主防災組織の整備においては、そのカバー率だけでなく実質的な機能を持ち合わせているかどうかの観点が必要である。実質的に機能する自主防災組織を育成するためには若年層の取り込むことが効果的と考えられる。</p> <p>しかし、県内高校での研修、ワークショップの実績は高い水準とはいえ、実施高校数と参加者数を増加させる余地は大きいものとする。本事業は平成30年度までの事業であり、令和元年度は別事業に包含されることになるが、継続的な若年層取り込みのための施策が期待される。</p>                                    | <p>令和元年度より、次代の地域防災を担う人財として高校生等の防災意識を醸成することで、世代間で切れ目のない防災人財の育成を図る防災若手人財育成研修を実施し、若年層の取り込みを継続している。</p>   |

令和元年度(平成31年度)包括外部監査結果の対応状況

| 報告書頁 | 指摘意見 | 監査箇所等        | 監査項目                | 監査結果   | 措置の内容  |
|------|------|--------------|---------------------|--|--|
| 135  | 意見   | 防災危機管理課(人事課) | 自主防災組織設立促進・スキルアップ事業 | <p>[旅費の事務処理に関する内部統制上のリスクについて]</p> <p>研修等の外部講師の旅費は、県職員に適用される旅費に関する諸規定に準じて支給される。旅費の支給は、①機関からの旅行命令(依頼)⇒②旅行者からの旅費等請求⇒③旅費等支給⇒④旅費等の受領という業務フローになる。①、②、④については「旅行命令(依頼)及び旅費等請求・受領書」において記録され、③は「支給仕訳書(報酬等)」において支給額及び源泉所得税、税控除後の支給額が記録されたうえで、「支出負担行為票」及び「支出命令票」に基づき支給される。</p> <p>本県の旅費事務処理においては、これらのうち「支給仕訳書(報酬等)」と「旅行命令(依頼)及び旅費等請求・受領書」が1枚の紙面に記録されている。本紙の半面に記録される「旅行命令(依頼)及び旅費等請求・受領書」の横には受領印欄があるが、振込み支給の場合には受領印をもらっていない。したがって、旅行経路の提示と確認は旅行命令権者から旅行者に対して口頭で行われることが多く、これらの証跡が残らない業務プロセスになっている。また、外部機関に所属する研修講師が他機関から旅費の一部を支給される出張経路(例えば、「自主防災体験研修会に係る講師旅費」において、山口県から青森県の往復交通費が行程途中にある他機関のシンポジウム参加のため主催機関である消防庁から支給された事例)であるかどうか当事者又はその秘書に確認するのみである点、通常ではない出張経路(例えば、「自主防災体験研修会に係る講師旅費」において、山口への帰着行程ではなく新千歳空港までの行程となった合理的な理由が明記されていない事例)の際に他機関に問い合わせるなどその合理性を判断した証跡がない点で不正な旅費支給が生じるリスクが残存している。</p> <p>これらの事務処理は、「職員等の旅費に関する条例」、「職員等の旅費に関する条例施行規則」、「職員等の旅費に関する条例の運用について(人事課長通知第467号)」から逸脱するものではないが、旅費に係るあるべき業務フローや内部統制を今後検討するに当たって留意すべきリスクであると思料する。</p> | <p>旅費は、職員等の旅費及び費用弁償に関する条例において、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算すると規定されており、外部講師に対する旅費についても、当該規定に基づいて計算され、各所属において出張経路を確認した上で、事務処理を行っているところである。</p> <p>外部講師の出張経路の確認方法については、各々事情が異なることから、一律に定めるものではなく、各所属において判断し、適宜対応しているところであるが、県費以外の経費から旅費が支給される旅行については、当該額に相当する部分の額を控除して旅費を支給するものであり、重複支給とならないよう、その内容を確認する必要がある。</p> <p>なお、確認した内容及び処理に係る経緯等については、記録して残しておくことが公文書管理上適当であることから、事務処理に係る留意事項として、機会をとらえて各所属に周知する。</p> |
| 138  | 意見   | 防災危機管理課      | 女性の参画による防災力向上事業     | <p>[事業単位・区分の適正化について]</p> <p>地域防災力の向上を目的として県が研修会やワークショップを開催する事業は、女性を対象とする本事業以外にも「市町村防災力強化支援事業」、「自主防災組織設立促進・スキルアップ事業」が平成30年度に実施され、これら3事業の当初予算額と執行額を確認したところ、①「女性の参画による防災力向上事業」及び②「市町村防災力強化支援事業」の執行率が著しく低い水準であることが明らかである。(①女性の参画による防災力向上事業 当初予算額2,000千円 執行額1,031千円、②市町村防災力強化支援事業 当初予算額2,612千円 執行額873千円)</p> <p>地域における防災力強化のための情報提供、周知、訓練を実施する場合、事業の対象者を細分化し、市町村職員、若手人財、女性、高齢者などターゲットを明確にすることで研修等の効果が高まることが期待されるものの、一方、事業単位を細分化し過ぎることで事業の重複や無駄なコストの発生につながることもある。</p> <p>執行率の低さには様々な要因が考えられるのであるが、事業区分に無理があったことを示すこともある。効率的でかつ効果的な事業単位を設定できているか執行率の事後分析を行い、今後の事業区分の検討に反映させるべきである。</p>  | <p>令和元年度の女性の参画による防災力向上事業については、年度当初から予算の執行管理を行い、適切に執行を行った。</p> <p>なお、執行率の低さの一因として、研修実施に際し、会場使用料の免除が可能な会場を使用したことも理由として挙げられる。</p>   |

継続  
対応

令和元年度(平成31年度)包括外部監査結果の対応状況

| 報告書頁 | 指摘意見 | 監査箇所等   | 監査項目                   | 監査結果   | 措置の内容  |
|------|------|---------|------------------------|--|--|
| 138  | 意見   | 防災危機管理課 | 女性の参画による防災力向上事業        | <p>[特定の防災アドバイザーのみへの依存度を減らすべき]</p> <p>本事業では当初3回予定されていた研修会の実施が1回に縮小された。これは講演を依頼する本県防災アドバイザー瀧本氏の日程を確保できなかったためであり、予算執行率が低くなった理由でもある。県防災アドバイザーである瀧本氏は、本県の防災に関連する事業で多大な支援を頂いており、防災関連の研修会講師の多くは同氏に依頼しているところである。瀧本氏は他の自治体の防災顧問も務めており、防災関連のエキスパートとして信頼度が高い人物であり余人をもって代えがたい専門家であるものの、県として防災に関する政策立案及び実行において、特定の専門家に依存する度合いが高くなってしまっている。</p> <p>事業遂行の成否を左右する特定個人への依存度を低め、複数者からの助言・支援を得られるよう次善の策も予め用意しておくべきである。</p>  | 令和元年度より実施している「自主防災活動促進事業」においては、県防災アドバイザーに対する講演依頼のほか、研修の趣旨や対象者の傾向に応じて講師を変更している。     |
| 140  | 意見   | 消防保安課   | 消防団PR事業                | <p>[企画提案審査における価格設定の公正性確保について]</p> <p>本事業は平成29年度からの2か年継続事業であり、委託先は平成29年度に「企画提案競技審査」を開催のうえ株式会社Aに決定し、同社と随意契約を締結した(平成30年度も随意契約)。この審査には9社が参加し、以下の項目が審査項目として設けられた。</p> <p>(1)企画力① 若い世代を引き付ける内容となっているか。<br/> (2)企画力② 県が指定した内容が含まれ、かつ消防団について十分に理解できるような動画構成となっているか。<br/> (3)企画力③ 最後まで動画を視聴させるような動画構成となっているか。<br/> (4)広報計画 動画共有サービスやSNS等及びその広告機能の利用内容が具体的であり、若い世代に動画コンテンツを視聴させるために効果的であるか。<br/> (5)業務の管理体制 業務を確実に実施・履行するための管理体制が担保されており、スケジュールに計画性があるか。</p> <p>これらの審査項目は、予め価格の要素を除外し企画内容の質的部分のみを対象としている。価格面は「企画提案競技実施要領」において平成29年度委託料上限額5,274,000円及び平成30年度委託料上限額10,000,000円(いずれも税込)が設けられており、平成30年分については契約締結時に別途協議とされていた。このようなことから参加者は当該上限価格を前提とした企画を提案したものと考えられる。</p> <p>募集要項において想定される上限価格の高低は企画の質に影響を与えるもので非常に重要な要素であり、最低価格落札方式における予定価格の設定と同様に設定プロセスの透明性が確保されなければならない。しかし、本企画提案では、県内予算折衝時に2か年の上限価格を設ける際には1者(最終的な契約業者)からの見積書しか入手していない点で問題がある。本事業のように企画審査の前段階から特定の業者(最終的な契約業者)との関係が強かったことが推測されると、企画競争の公正性に疑義が生じてしまう。今後は予算策定時においても極力複数業者から入手した見積書を参考にして上限金額の設定を行うよう改善する必要がある。</p> | 令和3年度の事業方針及び内容については今後検討を進めるものであるが、これまでと同様の事業を実施することとして予算要求を行う場合には、複数の事業者から見積を徴取する。 |
| 149  | 指摘   | 商工政策課   | 商店街を中心とした課題解決型街づくり支援事業 | <p>[事業に直接関連しない支出が決算額に計上されている]</p> <p>使用料及び賃借料の内訳を見ると、平成30年度商工労働部観光国際戦略局出先機関長会議会場使用料として88,020円計上されているが、これは本事業に直接関係のない支出である。</p> <p>事業に関係のない支出を決算額に含めると、事業の実績を歪めることになるため、今後は慎むべきである。</p>   | 他事業から振替充当しないよう、事業単位で予算の執行状況を管理をする体制に改め、事業に関係のない支出をしない対策を講じた。                       |

継続  
対応

令和元年度(平成31年度)包括外部監査結果の対応状況

| 報告書頁 | 指摘意見 | 監査箇所等 | 監査項目                       | 監査結果  | 措置の内容   |
|------|------|-------|----------------------------|---|---|
| 149  | 意見   | 商工政策課 | 商店街を中心とした課題解決型街づくり支援事業     | <p>[補助金の利用不振について]</p> <p>本事業では課題解決型街づくり支援事業費補助金として当初予算で600千円×2事業1,200千円を見込んでいたが、実際に利用されたのは2事業178千円であった。原因として、商店街の資金不足、市町村が予算建てしていなかったことが考えられるとのことであった。</p> <p>予算設定時や補助金の制度設計時にこのような事態を想定し、より有効利用される制度を構築してほしい。</p>  | <p>当該事業がより有効利用されるよう、令和2年度から補助対象事業等を見直した上で実施している。また、県HP掲載のほか、関係機関に対しては商店街活性化ブロック会議及び郵送により周知を図るとともに、市部については訪問の上、利用促進を依頼した。</p>    |
| 151  | 指摘   | 商工政策課 | あおもり商店街買物サービス向上支援事業        | <p>[業務委託契約書の記載不備について]</p> <p>業務委託契約書において、履行保証保険により契約保証金を免除した場合であっても違約金条項を削除すべきではなかったのに削除していたものがあつた。今回の契約書の誤りは委託料を概算払いする際に財務指導課のチェックにより把握されたが、今回は契約書を訂正することなくそのままにしたとのことである。</p> <p>契約書を担当者が作成した場合、契約手続きを進めていか課内で上長の承認を受けるが、今回はその段階で発見されなかった。上長の承認時に発見されていれば早期に契約書の訂正をすることが可能だったはずである。内部統制上、チェック体制が形として構築されていたとしても、実効性が乏しければ問題である。形だけのチェック体制となっていないか業務の手順を見直し、より実効性ある内部統制を構築していく必要がある。</p> | <p>当該事業は、令和元年度で終了したが、類似の事業を実施する場合は、条項の削除等がないか、複数名で確認するなど内部チェック体制の強化に取り組み、事務処理ミスの防止を図るとともに、関係部署から指摘・指導があつた場合には速やかに訂正することにした。</p> |
| 154  | 指摘   | 交通政策課 | 2025年に向けた地域内交通ネットワーク構築支援事業 | <p>[決算額の付け替えについて]</p> <p>高齢者の移動手段確保に向けた勉強会等の開催に係る会場費用は、200,880円であつたが、予算不足のため本事業にかかる決算額として180,000円を計上し、残りは事務費の予算で執行している。</p> <p>このような決算額の付け替えが行われると、決算節別集計表の金額が事実と異なることになり、個別事業の費用対効果の検証ができなくなる。決算額の付け替えは慎むべきである。</p>  | <p>個別事業に直接関係する支出については、決算額の付け替えをせず、事業実績を正確に決算に反映させることを徹底することとした。</p>   |
| 158  | 指摘   | 交通政策課 | 地域公共交通再編・利用促進事業            | <p>[決算節別集計表の金額が過少になっている]</p> <p>持続可能なバス交通ネットワーク再編に向けたワーキング会議会場費88,560円を本事業の決算節別集計表に計上せず、事務費として処理していた。予算計上の時点で、想定されていなかった支出であるため事務費で処理したとのことである。</p> <p>しかし、個別事業に直接関係する支出は、予算に計上していなかったとしても、決算額に反映させるべきである。決算節別集計表の金額が事実と異なると、個別事業の費用対効果の検証ができなくなる。事実即した決算額を集計すべきである。</p>  | <p>個別事業に直接関係する支出については、予算に計上していない取組も含め、事業実績を正確に決算に反映させることを徹底することとした。</p>   |

令和元年度(平成31年度)包括外部監査結果の対応状況

| 報告書頁 | 指摘意見 | 監査箇所等   | 監査項目                      | 監査結果   | 措置の内容   |
|------|------|---------|---------------------------|--|---|
| 160  | 意見   | 県民生活文化課 | シルバー交通安全サポート事業            | <p>[高齢運転者交通事故防止推進セミナーの開催方法の検討について]</p> <p>高齢運転者交通事故防止推進セミナーの主な対象者は、高齢者世帯訪問活動など高齢者と接する活動を行っている団体(主に交通安全母の会)の会員であり、会員が高齢者宅の戸別訪問を行う際に情報提供をしてもらうことを期待している。</p> <p>交通安全母の会は、地域における交通安全の推進を主目的とする組織であり、平成30年度中に県内において、高齢者世帯約10,000世帯もの戸別訪問を実施しているとのことであった。</p> <p>平成30年度のセミナーは、五所川原会場(参加者約180名)、八戸会場(参加者約70名)、青森会場(参加者約50名)の3会場で開催されているが、その参加者数は、五所川原会場に比べて、八戸会場、青森会場では少ない傾向が見て取れる。この要因としては、八戸会場、青森会場は県主催でセミナーを開催しているのに対して、五所川原会場は交通安全母の会主催のブロック研修会に合わせて、セミナーも実施したことによる影響があるものと考えられる。県では、セミナーの主な対象者を母の会会員と捉えており、その会員のセミナー参加人数が多ければ多いほど当事業の効果は高まるものと考えられる。今後は、母の会の研修会との同日開催を検討すること等により、効果的、効率的なセミナー開催が望まれる。</p> <p>また、居住人口の多い青森県三大都市として、青森市・八戸市・弘前市があげられるが、平成30年度において、弘前市でのセミナー実施はなされていない。今後、弘前圏域でのセミナー実施も求めたい。</p> | <p>当該事業は令和元年度で終了したが、今後、同様の事業を実施する場合には、効果的・効率的な開催方法及び開催地を検討し実施することとした。</p> |
| 166  | 意見   | 地域活力振興課 | 「青森県型地域共生社会」地域機能強化推進モデル事業 | <p>[「青森県型地域共生社会」推進検討会における議事録等が作成されていない]</p> <p>「青森県型地域共生社会」推進検討会の開催状況を確認したところ、議事録等の資料を作成していない推進検討会が7つあった。地域課題を整理し、実証が必要なサービスや実証を行うモデル地域候補の検討等を行うことが「青森県型地域共生社会」推進検討会の目的からすると会議の議事録等を作成して情報の共有化を図っていないのは問題である。</p> <p>また、下北地域県民局については、会議の開催が行われていない。</p>  | <p>令和2年3月24日付で、推進検討会の議事録等の資料作成を適切に行うよう各地域県民局に対し周知した。</p>                  |

令和元年度(平成31年度)包括外部監査結果の対応状況

| 報告書頁 | 指摘意見 | 監査箇所等          | 監査項目                      | 監査結果  | 措置の内容   |
|------|------|----------------|---------------------------|---|---|
| 168  | 意見   | 地域活力振興課(企画調整課) | 「青森県型地域共生社会」地域機能強化推進モデル事業 | <p>[重要業績評価指標(KPI)に対する意識が低い]</p> <p>本事業を所管している地域活力振興課では、重要業績評価指標(KPI)の設定については企画調整課においてハンドリングしているため、担当課としては周知していないという対応であった。しかし、企画調整課からのヒアリングでは、KPIの設定は、その趣旨の理解も含め、担当課とも話し合いの上決めているとの事であり、担当課においては当然に周知して、理解しているはずという認識であった。所管課でKPIの内容を知らないというのは、きちんと交付金のことを理解していないか、担当者が変わって引継ぎをうまくしていないかの可能性がある。</p> <p>重要業績評価指標(KPI)を何故設定しているのか、本事業がどのように関係しているのかについて無頓着であるのは地方行政に携わる者にとって問題である。改善のためには重要業績評価指標(KPI)がなぜ設定されているのか、設定はどのように行われ、実績値がどのように測定されるのか、そして本事業の業績がどのように反映されるのか等について企画調整課と情報の共有しておくことが肝要と考える。</p> | <p>KPIの設定や実績値の測定に当たっては、これまでもKPIを設定する事業担当課と企画調整課が情報共有してきたところだが、改めて各部局等が参集する会議において、当該指摘について周知し、現在の実施計画の内容を再確認の上、KPIを意識した事業実施に努めるよう指示した。</p> |
| 171  | 意見   | 地域活力振興課        | 未来の地域づくり支援総合プロジェクト事業      | <p>[あおもり未来創造塾に参加する塾生の所属先拡大について]</p> <p>あおもり未来創造塾の開催の狙いは、市町村と県職員のスキルアップと横の人的ネットワークの形成を図るためには、いろいろな部署の人々が参加することが狙いであることからすれば、参加者である塾生の所属先は固定することなく、様々な所属先から選抜して参加するような配慮が必要ではないかと考える。</p> <p>また、ごく稀ではあるが、同一の参加者が連続して参加しているケースもあるので参加塾生の決定にあたっては、所属先のみならず、同一人の連年参加についても再考が必要と考える。</p>  | <p>市町村の主体性や実情に配慮をしながら、職員のスキルアップ及び人的ネットワークの形成という本事業の目的を達成できるように選定について配慮することとした。</p>  |
| 173  | 意見   | 地域活力振興課(企画調整課) | 未来の地域づくり支援総合プロジェクト事業      | <p>[重要業績評価指標(KPI)に対する意識が低い]</p> <p>本事業を管理している地域活力振興課では、重要業績評価指標(KPI)の設定については企画調整課への資料の提供はあるものの、目標値の設定や実績値の測定には関与していないとのことであった。そのためか重要業績評価指標(KPI)に関しては、さほど気に留めていないという印象が強い。企画調整課からのヒアリングでは、交付金申請事業に関わる各課の担当者の話を聞いて、KPIを設定しており、全ての事業の担当者に内容は伝わっているはずであるとの回答があった。</p> <p>いくつかの事業を取りまとめて重要業績評価指標(KPI)が設定されており、結果的に設定されたKPIの一部は、本事業と関係の薄い指標になっているとはいえ、地域活力振興課の事業が重要業績評価指標(KPI)に包含されて指標が設定されていることからすれば、少なくとも地域活力振興課の事業のどのような要素が重要業績評価指標(KPI)の設定に取り込まれているのかを知ることは必要であり、企画調整課と連携して情報の共有化に関わるべきものとする。</p>        | <p>KPIの設定や実績値の測定に当たっては、これまでもKPIを設定する事業担当課と企画調整課が情報共有してきたところだが、改めて各部局等が参集する会議において、当該指摘について周知し、現在の実施計画の内容を再確認の上、KPIを意識した事業実施に努めるよう指示した。</p> |

令和元年度(平成31年度)包括外部監査結果の対応状況

| 報告書頁 | 指摘意見 | 監査箇所等   | 監査項目            | 監査結果   | 措置の内容   |
|------|------|---------|-----------------|--|---|
| 179  | 意見   | 統計分析課   | 人口移動統計高度利活用推進事業 | <p>[随意契約とする理由の合理性について]</p> <p>人口移動統計入力・集計システムの再構築業務(委託額2,295千円)は、データ分析に特化したコンサルティング事業を営む個人事業主Aへ委託しているが、委託先の選定にあたり、一者随意契約が選択されている十分な理由があるかどうかについて疑義がある。</p> <p>平成30年度の委託契約締結に係る起案書によると、調査の結果、A氏が専門統計調査士の資格を有するとともに、県内でA氏以外に当業務を受託できる能力のあるものは存在しないため、A氏と一者随意契約を結ぶとの説明であるが、随意契約の理由が、公表に耐えうるものになっていないと史料される。</p> <p>まず、調査の結果としてA氏以外に当業務を受託できる者がいないとするが、その肝心な調査の結果が全く文書化されていない。また、選定根拠の一つとしている専門統計調査士資格についても、その資格を有する者の能力の検討・定義がなされておらず、社会調査の現業従事者にとって取得しやすい資格であるとも史料されることから、業者選定の加点事由にはなり得るが、業者選定理由にはならないものと考えられる。また、今回の業務はあくまでも、データ利活用の段階ではなく、その前段のデータの入力・集計システムの再構築にかかる業務であり、データ分析に特化したコンサルティング事業者でなくとも、一般的なITシステム構築業者であれば対応可能なものと考えられる。以上、競合する他の者の検討、A氏以外では業務実施が不可能とする検討が十分ではない。</p> <p>実態としては、平成29年度に旧来のシステム診断業務委託をA氏に発注しており、A氏の成果物が適正かつ高品質であったこと、平成30年度において、平成29年度におけるA氏の診断結果に基づき、新システム構築は競争入札を検討していたが、他の業者へのヒアリングから、予算2,333千円に抑えることは不可能と判断したことなどにより、A氏と一者随意契約を結んだようである。確かに、平成29年度においてA氏がすでに新システムの設計を行っている以上、次年度のシステム構築業務も同一業者に依頼することで、経済的・効率的な業務が実施できると考えられるし、平成29年度、平成30年度のA氏から提供された報告書等を閲覧する限り丁寧に高品質なものに見受けられることから、A氏が選定されたこと自体には、事業の経済性・効率性の観点から大きな問題があるとは思われない。</p> <p>しかし、契約締結の方法は原則として一般競争入札によるものであるとした法(地方自治法第234条)の趣旨を踏まえれば、随意契約はあくまでもその例外であり、随意契約とする理由については、厳正に判断することが望ましい。「その性質又は目的が競争入札に適しない」(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)ことを理由に随意契約を締結する場合、当該契約者以外の第三者に履行させることが業務の性質上不可能であるかどうかという観点が必要である。少なくとも、結果として委託先とはならなくても、競合する委託先候補を掲げ、最終的に選定された委託先と比較してどの点で劣っているか、不都合があるか等を検討した過程は文書として残すことを求めたい。</p> | <p>今後、予算執行向において随意契約となる場合、競争原理が働くことのできない事業であれば客観的な随意契約理由を明記するとともに、競合可能な業務内容であれば、委託先決定についても複数者が参加可能な入札等により、財務規則に基づいた適正事務を徹底することとした。</p> |
| 183  | 指摘   | 防災危機管理課 | 市町村防災力強化支援事業    | <p>[決算統計節別集計表の科目の金額が正しくない]</p> <p>決算統計節別集計表上、本事業に係る需用費―その他需用費―印刷製本費の支出内容は消耗品の購入であり、「印刷製本費」ではなく「消耗品」で決算処理するのが正しい処理である。当初予算では市町村職員向けに開催する予定であった6回分の研修資料印刷費192千円が計上されていたが、未開催であったことから図上訓練支援で使用する消耗品を当該予算から購入したとのことであった。</p> <p>当初予算科目とは異なる支出が発生する理由として想定されるのは、①事業の実施内容が変更されることにより支出科目も変更されるケース、②費用削減又は一部事業の不実施により予算に余剰が生じ、当該予算を事業目的に合致する別用途で支出するケース、が典型的なケースである。このようなケースの支出について、庁内では予算に準拠した適切な支出であると解釈されている。予算制度は言うまでもなく計画時点で承認されたとおり支出が行われることにより、支出に制約をかけて経費増大と財政悪化を防止するものである。ただし、逆に予算統制が厳しすぎることによって日常の業務に差し障りが生じることもある。統制レベル(チェック機能の水準)はどの程度であるべきか、今後予算制度に係る内部統制を検討する際にはこのような視点を持つ必要がある。</p>  | <p>事業担当及び決算担当において、正確な決算額の把握に努めるとともに、細事業単位で予算の執行状況を管理し、既定予算に過不足が生じることとなった場合には、適切に予算補正等を行う。</p>   |

令和元年度(平成31年度)包括外部監査結果の対応状況

| 報告書頁 | 指摘意見 | 監査箇所等   | 監査項目         | 監査結果  | 措置の内容  |
|------|------|---------|--------------|---|--|
| 183  | 意見   | 防災危機管理課 | 市町村防災力強化支援事業 | <p>[支援市町村の選定方針を明確にすべき]</p> <p>青森県では、市町村防災力強化支援事業として、市町村職員の災害発生時の応急対応能力向上を目的とした図上訓練支援を実施する際に、訓練スケジュールを立てるために市町村に対して訓練支援の要望について平成30年6月に希望調査を行った。この希望調査の結果、平成30年度に支援対象となった五所川原市を除いて12市町村が「希望する」と回答している。防災は一義的には市町村が主体となるものであるから、その防災力を向上させることが重要である。青森県内の防災力・防災意識に関する県の評価としては、比較的西側の地域の防災意識が低いとしている。また、一部の市町村ではマンパワーの不足や高齢化、人口減少の影響を受けて防災力が極めて脆弱であることが予想され、訓練を希望する、しないに関わらず、各市町村の防災力レベルには差があると思われる。</p> <p>このような状況下で市町村の防災力を強化する施策として何がふさわしいのか、一部の防災意識が低い市町村に対して本事業を実施したとして効果が期待されるのか、防災力を強化すべき市町村の優先順位をどのように考えるか、など非常にセンシティブな課題を検討しなければならないのであるが、前述のアンケートを実施するのみであり、事業の実施過程を通して市町村防災力強化の考え方が示されていない。全市町村の防災力の評価結果やそれぞれの課題を明らかにしたうえで、本事業のような取り組みが全県的に広まるには、どの市町村に支援すべきなのかの方針を明確化し、本事業をより効果的に実施することが望まれる。</p> | <p>どの市町村(地域)を優先的に支援すべきか、支援先の選定基準を策定し、本事業の効率的な実施に努める。</p>       |
| 184  | 意見   | 防災危機管理課 | 市町村防災力強化支援事業 | <p>[計画された研修が未実施である]</p> <p>本事業のうち市町村職員の防災意識向上のための研修は、6回の開催が予定されたものの本年度は実施されなかった。その理由として北海道胆振東部地震に係る避難所支援活動などに職員を連絡員として派遣したことがある。しかし、市町村職員を対象とする研修の実施は別事業である「自主防災組織設立促進・スキルアップ事業」の中で実施されている。いずれの事業でこのような研修又は講演会が実施されたとしても、これらは市町村職員の防災意識を高め防災対策に必要な知識を獲得させることを目的としており、極めて類似性の高い内容である。結果的に本事業として市町村職員向け研修が実施されることはなかったが、同じような施策を複数の事業で重複して予算化することは避けられるべきであった。</p>  | <p>市町村職員に対する研修については、令和2年度当初予算において事業内容の見直しにより別事業で実施することとした。</p> |
| 184  | 意見   | 防災危機管理課 | 市町村防災力強化支援事業 | <p>[複数事業にまたがる旅費支給について]</p> <p>統括調整部要員に係る研修会(平成30年6月15日開催)において講演する外部講師に対して謝金45,000円を本事業予算から支出しているが、当該外部講師の旅費については、「自主防災組織設立促進・スキルアップ事業」の一環として開催する「防災若手人財育成講演会」(平成30年6月14日、県立青森中央高等学校)から支出している。同一行程で複数の研修を実施した場合の旅費をいずれの事業予算から支出するのが適切な決算処理であるかは明確ではなく、その都度支出担当者の判断で予算差引きが行われている。旅費の重複処理が発生するリスクが旅費の支給プロセスに存在していることを念頭におき、複数の事業にまたがる旅費などの支出については、どのように処理するのかルールを定め、担当者の恣意的な判断が介入しないよう、あるべき内部統制を整備する必要がある。</p>   | <p>外部講師等に対して、複数事業にまたがる旅費を支給する場合には、執行起案に各事業の支出額を明記する。</p>       |

継続  
対応

令和元年度(平成31年度)包括外部監査結果の対応状況

| 報告書頁 | 指摘意見 | 監査箇所等   | 監査項目            | 監査結果   | 措置の内容   |
|------|------|---------|-----------------|--|---|
| 187  | 指摘   | 防災危機管理課 | 大規模災害等防災力強化推進事業 | <p>[他事業の委託料を計上している]</p> <p>平成30年9月に県内全世帯に配布した青森県防災ハンドブック「あおりおまもり手帳」の周知及び防災関連知識の普及・啓発を目的としたWeb素材の制作をA社青森支社に委託している。委託料の総額は6,366,492円で、そのうち5,427,380円をもととの事業予算から執行し、残額939,112円を本事業で執行しているが、これは本事業において実施する予定の事業ではないから、本事業に計上するべきではないと考える。</p> <p>本来であれば補正予算により手当すべきであり、事業実施上必要な予算を確保した上で、慎重に予算を補正すべきである。</p> <p>しかし、一つの委託料を分割して複数の事業予算から執行する実務は従来から行われており、事業の目的が一致している場合に限り許容しているようである。このような執行実務が法令に違反するものではないとのことであるが、事業ごとに予算配分したとしても執行残額の管理を事業毎に行わない現行の実務は予算の統制機能を緩めてしまっていることは事実なので、県として予算統制を厳格にするべきか現行実務を許容するのか明確な解釈を示すべきである。</p> | 事業担当及び決算担当において、正確な決算額の把握に努めるとともに、細事業単位で予算の執行状況を管理し、既定予算に過不足が生じることとなった場合には、適切に予算補正等を行う。  |
| 188  | 意見   | 防災危機管理課 | 大規模災害等防災力強化推進事業 | <p>[県災害備蓄整備計画の策定遅れについて]</p> <p>すでに東北5県において各県の食料備蓄を計画的に推進されていることから、本県でも早急に青森県として災害備蓄指針に基づく「災害備蓄計画」を策定し、備蓄物資の具体的な整備方法、保管に必要なスペース、適地、維持管理方法等を明確にする必要がある。しかし、県としての「災害備蓄計画」は計画どおり本年度確定することができず、令和2年度中の策定を目指しているとのことである。計画策定の遅れは災害発生による人手不足だけでなく、市町村の備蓄状況の把握、改善に時間がかかったことにもよる。本計画の策定には市町村の状況把握等が不可欠であるのだから、3か年にわたる策定期間を要するのであれば、事前のスケジュールや進捗管理が精緻ではなかったのではないかという心象が拭えない。</p>   | 備蓄物資の具体的な整備方法、備蓄方法、必要量、保管に必要なスペース、適地、維持管理方法等を規定する方針の今年度中の作成と同時並行で、次年度の備蓄物資整備に向けた財政当局との協議を行っている。   |
| 188  | 意見   | 防災危機管理課 | 大規模災害等防災力強化推進事業 | <p>[計画された検討調査が未実施である]</p> <p>本県と山形県を除く東北4県においてすでに整備済みである「広域防災拠点」の具体的な機能等の検討を外部委託で実施する予定であったが、本年度に調査は行われなかった。未執行により生じた予算残額は、防災に関する広報物を作成し県民へ周知・啓蒙させる施策に支出された。確かに広報物を活用した県民への啓蒙活動も防災に関する大切な施策の一つといえるが、本来的には市町村が行うべき施策であり県としては大局的視点から「広域防災拠点」の整備を加速化させることの方が緊急性も高いのではないかと思います。市町村との役割の相違や県が行うべき事業の優先付けにも課題がある。</p>  | <p>広域防災拠点の具体的な機能等の検討に係る調査については、当初外部委託の予定であったが、別の部局が外部委託により実施した調査結果を採用できる見込みができたため、当課では実施しなかったもの。しかしながら、その後発生した災害で得られた教訓を反映させるため、外部委託ではなく当課が直営で現地調査等を進めるとともに、今後の事務の流れや運用方法等について関係者に対し説明を行ったところである。</p> <p>その結果、令和2年度中に「大規模災害発生時における広域防災拠点の確保及び使用に関する協定」を市町村と締結し、さらに拠点の運用計画を作成することで、広域防災拠点の整備が完了する見込みである。</p> |

継続  
対応

継続  
対応

令和元年度(平成31年度)包括外部監査結果の対応状況

| 報告書頁 | 指摘意見 | 監査箇所等   | 監査項目                   | 監査結果   | 措置の内容  |
|------|------|---------|------------------------|--|--|
| 188  | 意見   | 防災危機管理課 | 大規模災害等防災力強化推進事業        | <p>[指名競争入札による物品調達について]</p> <p>災害発生時の機能強化のため、災害対応において本県職員が使用する災害対策本部機能強化用品購入を指名競争入札で行った。指名競争入札は地方自治法施行令第167条第1項第1号の規定により採用されるものであり、「物品の製造の請負・買入れ及び借入れの契約に係る競争入札参加資格名簿」に基づき、営業品目がOA機器を扱う業者のうち格付けがA及び所在地が青森市の業者を選定の上、7社の業者が指名された。これらの指名業者のうち3社は入札を辞退し、残る4社が平成31年2月14日に入札を行った結果、B社が4,250千円で落札した。</p> <p>国等の競争入札による物品調達においては、調達者と特定業者との癒着のおそれがあるなどの理由から近年では指名競争入札制度は例外的方法として、あまり利用されておらず、最低価格落札方式による一般競争入札制度の利用が推奨されている。予定価格の策定段階から最終的に落札した業者からの見積書だけに基づいているケースや仕様書が特定業者から又は特定機種の調達を前提としていると思われる事例が皆無ではない。このような国等の調達の現状を踏まえて、県の物品調達においても特定業者間の競争に限定されない最低価格落札方式を極力採用するなど、調達における競争性の確保に努めることが望ましい。</p>   | <p>県の物品調達は、調達機関による一般競争入札を基本としているが、当該事例は物品購入に係る事務手続きが調達機関の入札スケジュールに間に合わなかったため、指名競争入札となった事例である。今後は、災害対応に必要な物品の早期把握に努め、原則として調達機関に依頼し、物品を調達することとする。</p>  |
| 191  | 意見   | 市町村課    | 人口減少社会に対応する市町村行政経営推進事業 | <p>[広域連携による改革促進を次年度以降の事業において取り組むことを期待したい]</p> <p>本事業で作成された、「人口減少社会における市町村行政経営のあり方に関する検討報告書」(窓口業務の効率化等及び専門職の現状について)は、人口減少社会における市町村行政経営のあり方に関する検討についての現状分析報告書であり、改善案の提示に関する言及はない。もともと、現状の課題を整理するところまでを目的とした事業であり、仕方のない面はあるが、もっと踏み込んで改善策の提示を行って欲しかった。</p> <p>例えば、本報告書における専門職の状況をみると町村において専門職がない町村が多い。この場合、一般職員がカバーするか、民間委託によって対応しているという回答を得たが、本事業の主要課題として広域連携等の更なる充実を掲げていることや検討会議の議事録をみると町村の取組対応を危惧している意見もあることから、本報告書のなかで広域連携による改革促進について次年度の「市町村業務改革促進事業」に明確にバトンタッチすることが必要ではなかったのではないだろうか。つまり、現状のままでは町村が置いてきぼりになり、極論すれば人口減少化において青森市、弘前市、八戸市の3市のみが残り、豊かな自然、歴史、文化、食があっても、消滅する町村が増加し、ポツンと限界集落になりかねないと危惧するからである。事実、アンケート調査によれば、町村部において、「圏域内支援が必要、将来的に必要」と答えた割合が、63%もあるのに対し、市部において「圏域内支援の余裕がない」と答えた割合は、60%となっている。このような趣旨から次年度以降において、広域連携と関係づけた専門職不足の課題について取り組んでいただくことを期待したい。</p> | <p>市町村の職員については、一義的には、専門職も含めて、当該市町村自身が、地域の行政課題を踏まえた上で、これらの課題に的確に対応していけるよう主体的に定員管理を行っていくべきであり、県では、各市町村にその旨を通知し、周知を図ったところであり、今後も引き続き、様々な機会を捉えて助言を行っていく。</p> <p>また、少子高齢化の進展等により単独の市町村では対応が困難となる事例に対しては、事務の共同処理や広域連携等の方策について助言し、検討を促していく。</p> |

令和元年度(平成31年度)包括外部監査結果の対応状況

| 報告書頁 | 指摘意見 | 監査箇所等 | 監査項目                   | 監査結果   | 措置の内容  |
|------|------|-------|------------------------|--|--|
| 192  | 意見   | 市町村課  | 人口減少社会に対応する市町村行政経営推進事業 | <p>〔個人住民税納付促進事業について事業のまとめ報告書の作成を期待する〕</p> <p>平成30年度における個人住民税納付促進事業の民間委託によるコールセンターの架電実績から、概算で回収額を試算してみると16,000千円(滞納額139,703,084円÷コールセンター引受件数8,085件×約束件数941件)が回収されたように計算できるが、この結果を受けて、今後どうしていくべきかの方向性までを明示して欲しかった。</p> <p>本事業は平成29年度、平成30年度の2年間にわたる事業であり、本事業にもとづく分析検討は令和元年度に行われる予定であるとのことである。今後の人口減少社会に対応する市町村行政経営推進事業のあり方における個人住民税納付促進事業の民間委託について、これまでの2年間の事業活動の成果や改善点等も示して、今後どのように位置づけて取り組んでいくのかという方向付けを示しておくことが重要なことであると考えているので、これからの人口減少社会に対応する市町村行政経営推進事業のまとめ報告書として、十分な分析検討を加えた報告の作成を期待したい。</p> | <p>当課では、コールセンターに参加した14市町村から意見を聴取し、事業の効果を分析し、報告書を作成した。</p> <p>参加市町村の意見では、費用対効果の認識が様々であったことから、市町村の実情に応じて徴収率の向上を図る取組を推進していただくよう各市町村に周知した。</p> |